

議 事 日 程

平成 27 年第 1 回浜中町議会定例会

平成 27 年 3 月 13 日 午前 10 時開議

日 程	議案番号	議 件
日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		一般質問
日程第 3	議案第 8 号	教育長の給与、勤務時間、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例の制定について
日程第 4	議案第 9 号	浜中町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
日程第 5	議案第 10 号	浜中町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
日程第 6	議案第 11 号	浜中町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
日程第 7	議案第 12 号	浜中町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について
日程第 8	議案第 13 号	浜中町地域包括支援センターの包括的支援事業の人員等に関する基準を定める条例の制定について
日程第 9	議案第 14 号	浜中町役場の位置を定める条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 10	議案第 15 号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 11	議案第 16 号	浜中町行政手続条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 12	議案第 17 号	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第13	議案第18号	町有財産の取得管理及び処分条例の一部を改正する条例の制定について
日程第14	議案第19号	浜中町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第15	議案第20号	浜中町立保育所条例の一部を改正する条例の制定について
日程第16	議案第21号	浜中町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
日程第17	議案第22号	町立浜中診療所嘱託医師の報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第18	議案第23号	町道路線の認定について
日程第19	議案第24号	浜中町教育委員会委員の任命同意について

◎開会宣告

○議長（波岡玄智君） 前日に引き続き、会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（波岡玄智君） 日程第1 会議録署名議員は、前日同様であります。

◎日程第2 一般質問

○議長（波岡玄智君） 日程第2 一般質問を続けます。

次の通告者、11番鈴木議員。

○11番（鈴木誠君） 通告しておりました役場庁舎建設に関する質問をさせていただきます。大変、傍聴者が多く昨日の議論から庁舎問題白熱しておりまして、私も緊張しております。この数日間目が覚めている時は必ず庁舎の問題が頭に浮かんでいるというような状況でございますけれども、中々議論が噛み合わない、意見が近づかない状況が続いておりますけれども、やはりこれは今後の本町のまちづくりを左右する大きなテーマだとそんな思いで質問をさせていただきたいと思っております。是非、積極的なご答弁を賜ればなど、この様に思っているところであります。

基本的にこの役場庁舎問題、自分の考え方を先に述べながら、その後の質問に入っていくと思うのですが、私はこれまで浜中町というのは、榊町地区を初めとして、この海岸地区の発展により、霧多布地区がこの町の中心市街として発展してきたと、この歴史というのは誰も異論を唱える人は居ないと思っております。

そして今も現在やはり浜中町の中心は、この霧多布地域であろうと思っております。そのことから役場本庁舎を初め多くの公共施設が、ここに集中してきたというのも歴史

的な事実であります。

ただ大きな建物を建てる時に、これまでも色んな議論が交わされて来たということは、私も聞き及んでいるところでございまして、多分、庁舎建設の問題が出た時には、こういう問題が惹起するだろうということは、大いに予測ができたことであろうとこのように思っております。

私は4年前の東日本大震災、まさに我々の想像を超える悲惨な実態が繰り返し我々の目にあるいは耳に報道されてきた訳で、今でも焼きついております。あれ以来4年が経ちました。でもまだ復興・復旧というのは進んでいないのが実態でありまして、私も何度か被災地を訪れ実際に被災にあった方々のお話を聞いて参りました。誠に悲惨な状況であります。

そういったことが今、我が町のふるさとであるこの浜中町に襲うということがかなりの確率で高いと言われているんです。津波防災マップを見たときに、この海岸地区が殆ど赤に染まっているんです。あの現状を見た時に果たして、まちづくりの基本である浜中本庁舎が、この湯沸の山で良いのかという議論はもっと深く掘り下げてやるべきだろうと思います。

私は、この機会にまちづくりの拠点である本庁舎を内陸の中心地に移して、長い期間をかけて町の住民を少しずつでも良いから安全な場所に移していく、そういった議論もこの機会にするべきだと思います。そうするには、かなりのエネルギーと時間とあるいはデメリットとありますか、そういったものも付きまとうのは当然であります。

だけれども、今緊急防災対策事業この事業を使いたいのが為に、そういう議論をしないで進もうということは、これからのまちづくりに果たして良いのかどうか。もう少し議論を深める時間を作るべきではないかと、そんな思いでいるということは申し上げておきたいと思います。

そこで質問させていただきます。まちづくり懇談会における主な意見、提言に關しまして検討会議では、更に議論を進めたということであります。懇談会では、本町に東日本大震災のような地震、津波災害に襲われた場合、本庁舎が霧多布では交通網が寸断され孤立し、防災を初めとする様々な機能が失われるのではないかとというような懸念が内陸地区のみならず、海岸地域方面からも多く出されておりました。これらについて検討会議ではどのような議論がされたか。まずお答え出来れば副町長お願いしたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 副町長。

○副町長（松本賢君） 中間答申を出して、その後まちづくり懇談会を経て、そして孤立するのではないかというお話がありました。まず中間答申の際にも霧多布、茶内、そして浜中と3点に絞って、それぞれのメリット、デメリットを検討しました。既にその段階で想定はしておりました。議論は会議録でお示ししているようにランダムに書いておりますが、孤立に関してはその内容を申し上げますけれども、まず中間答申の前の会議におきまして、この点について霧多布に建設した際のデメリットとして議論はされていきます。

そして、この点については、霧多布地区に新庁舎を建設した場合の主な課題として掲げております。既にその段階では議論をしております。その結果として中間答申に至った訳であります。そのことにつきましては、最終答申でも会議録を求められましたので、全て言っていると思えますけれども、その中でポリシーに関しての委員からの多数の意見がありました。そんな中で議論をしたのかということであれば、議論はしております。あらゆるものについて議論をしましたが、結果としては孤立ということに関しまして、昨日も質問ありましたが、まずはL2については、一早く避難という前提で、過去に十勝沖あるいはチリ沖地震津波を経験しておりますので、そういった意味では孤立するのかわからないのかということですが、一時的にはするけれども、それはさほど回復には時間を要しないという結果に至りました。

ということで、その際には災害ですから、想像を超える災害も今議論になっているように、L2津波に対してどうするんだという話ですが、その件につきましては、一早く避難ということ国の方でも指針として出しておりますので、そういった意味では、孤立ということに関しては、例えば孤島と化すというお話でしたけれども、そんなことについては、離島が現実にありますので、それが霧多布と新川の間橋が崩壊しても距離的には近いので、さほど孤立というのは一次的にあっても、そんな長い間水没して長期間身動き取れないという状況はないということも議論しました。

それで検討委員会で議論したということで、会議録求められましたけれども、検討会議は検討会議で事前にそういった課題等について、検討会議の構成員にお渡ししました。毎回そうです。去年の1回目からずっとそうしています。お話すべきことは、その当日に意見をいただくことは全て事前に各構成員にお渡ししております。そして更に検討会議の会議録がいておきまして、その会議録に出ていない部分があります。それはその会議の前ではなくて、事務局として防災担当あるいは総務担当と調整して、その件につい

て協議を重ねて、そして結果として事務局として検討会議の答申に反映しております。

ですから会議録にあるのは、いっぱいありますので、その分がそんなにないんじゃないかということで、そう見えるのでしょうかけれども、実際のところは検討会議の中以外にも、頻繁に事務局はやり取りしていますので、そんなことで最終的には結論に至ったと。その案につきましても、委員個々に意見をいただきまして、これで良いということで最終的には決定しまして、それをもって町長に答申をしたところです。

以上です。

○11番（鈴木誠君） 答弁もう少し短くしてください。解りますよ。結構検討会議では議論されたんだと思います。この顛末に載っていないこともたくさんあるんだろうとこれは想像できます。それで一生懸命努力されたことは認めますけれども、ただこの答申内容では我々の懸念を払拭できるようなことではないんです。

実際にこれまでの今の気象状況等を見ますと、災害というのは海岸方面だけではないと思うのです。農村方面でも地震災害が起きる可能性もありますし、断水、停電、道路の破壊、決壊など様々な災害が今後予想される訳ですけども、それらに対して対策本部がこの湯沸山で果たして機能するかという懸念は、やまり農村部の方々は払拭できないんですよ。

例えば、先日最終答申の内容の説明を求められて、各自治会の代表者の方が集まりました。大きな地震が来て停電、それから水が溜まったら我々の産業は三日と持たないと、これを町長はどう責任を取ってくれるんだと。確かに町長が内陸に居たからと町長が直せる訳ではないかも知れません。

そして農林課初め農業委員会も農協と連携しながら、その対応に当たるのは当然だと思いますけれども、そういった不安を解消してもらえるような最終的な町長の考え方をここに示して欲しかったんです。そこがやはり私は中々この意見が近寄って行かない原因ではないかとそんな思いがしております。ですからもう少し親身にやっているんだと思いますけれども、私たちから見れば何か素っ気ないような回答にしか見えないというのが率直な感想であります。

それから次に、まちづくり懇談会で出されました町民の利便性というのは何だと。町民の利便性というのは、浜中町全体の町民に対する利便性のことをいうのではないのかと、そういうやはりなんとなく理解できないような意見が結構出ているんです。

その辺について、どの様な視点で町民の利便性ということを出されているのか。前回

の一般質問でも説明を求めたのですけれども、中々その辺は議論が噛み合わなかったかと思えますけれども、ご答弁をいただきたいと思えます。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（野崎好春君） 町民の利便性につきましては、最終答申でもお示ししておりますが、各行政部署の現在分散化している部署の一体化、現在、福祉保健課や教育委員会等を本庁舎にまず集約して、来庁者が施設に来た時に行政サービスを一体的に受けられるようにすると、これが現在の行政の課題でもあると考えております。

また基本的な方向で示しておりますが、行政サービスに配慮する、先ほども申し上げましたが窓口をワンストップ化すると、これにより現在よりも大幅に利便性が向上していくと、更に支所業務につきましては、利便性を考慮するという点でございますけれども、例えば本庁舎でなければ出来ない業務、これらの業務についても今後町民の皆様のニーズに対応出来るような支所に、そういうことも考えながら今後、更に行政サービスの向上を目指していくと、こういうことでございますので、ご理解いただきたいと思えます。

○議長（波岡玄智君） 鈴木議員。

○11番（鈴木誠君） 今、福祉保健課と教育委員会を一緒にするという事は、この湯沸山でなくても他の所に建っても同じ利便性になるんですよね。あえてここに建てるから、それが利便性に繋がるということにはならないのかと違いますか。私はそう思うのです。

ですから新庁舎を建てることによって、その利便性が図られるというのは解りますよ。ただここに建てるから、それが利便性に繋がるってことは、少し違うのかなと私はそういう理解ですから再度質問したのです。その辺いかがですか。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（野崎好春君） この役場本庁舎の所在に関しては、多くの議論がなされるところでございますけれども、一般論で申し上げますと、役場本所の所在地を選定する上で最もやっぱり重視しなければならないというのが人口の集中地区、これが基本だと思えます。

先ほどから議論されておりますけれども、将来大きな津波災害が来て、町が壊滅状態になるということも考慮しながら、役場庁舎の建設場所については検討すべきだと、先ほど副町長からもご答弁申し上げましたが、これにつきましては、もっともっと時間を掛けて議員からもご提案がありましたけれども、これは議論する必要があると、ただ今

現在の中で、これだけの人口集中密度を抱えている、先ほど議員からも町の中心であるということに関しては間違いない事実でございます。

現状の中では、こういう施設を本庁舎裏山に建てることによって、現在の行政サービスを維持し更に向上していく、こういう事で検討委員としては考えたところでございます。

○議長（波岡玄智君） 鈴木議員。

○11番（鈴木誠君） 私の求めているものと答弁が合わないような感じがしますけれども、何れにしても、もっと先のまちづくりといたしますか、そういった点が議論されていかないと、こういう問題はやはり解決していかないのかなと、こんな感じがしているんです。

支所業務について、町民のニーズに合うような利便性を図っていくというようなことが付け加えられておりますけれども、そういうことについては、もし具体的にどのようなことがあるのかということが想定されていれば短く答弁願います。

○議長（波岡玄智君） 副町長。

○副町長（松本賢君） 今の利便性のお話ですけれども、まず先ほど課長申し上げましたが、浜中町においては、住宅が連なっており密集化地帯であるということからして、そういった意味での利便性もありますが、私は全体の浜中町との利便ということ、一般的にここに意味している部分はあると思っております。

それで支所の業務につきましては、私、霧多布だけを優先しているということがずっとあったんです。検討委員会でもそのことは構成員も頭の中にあつたんです。それで利便性というのは、庁舎を建てる場合には当然必要な話でありますので、庁舎全体的に支所もそうですけれども、本町も支所もやはり町民の利便性というのは欠くことが出来ないという意味もあります。

更には支所の足りない部分につきましては、具体的にということがありますが、それは今のところ色々な意味で聞こえてきません。

でもこの際、もう一度しっかりと考え直して、例えば浜中・茶内支所がありますけれども、それで問題は何だと支所において欠けている部分につきましては、これも検討会議で出ましたけども、今後、一生懸命検討していく必要があるのではないかとという事で、そんな意味で利便性ということについては、理解を全体でしたということでもあります。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 鈴木議員。

○11番（鈴木誠君） ですから、やっぱり具体的にどういう業務を1人配置するかということまでは議論されていないと思います。

それまで中々できないというのは理解できない訳ではないですけれども、逆に言えば霧多布支所を充実させて、本町を内陸に持って行くということも、議論の俎上に上がっても良いだろうと思いますけれども、中々それまでは出来ていないというのは明らかだという感じがしております。

それから次に行きます。湯沸山に建てるという理由に、海岸地区の整備事業が継続されるということがあるんです。これも前回の質問でもしたのですけれども、ここに役場本庁舎がなくなったら、海岸地区のあらゆる整備事業が滞ってしまうと私は理解するのですけれども、それは本当ですか。水産課長。

○議長（波岡玄智君） 水産課長。

○水産課長（戸井洋典君） 質問の中の整備事業というのは、具体的には今ありません。

ただ、役場庁舎が霧多布地区から無くなりまして、ゆくゆく町が移転するというような状況になれば、今後の整備事業に影響を及ぼすということであります。

○議長（波岡玄智君） 鈴木議員。

○11番（鈴木誠君） 誰もそういう想像はしないでしょう。役場本庁舎が仮に内陸に移ったからといって、ここの住民が大移動する訳でもないだろうし、漁業に携わる人たちが丘の上に上がっていくのは、まず無いでしょう。

それから、産業団体もそれに連なって上がっていくということにはならないと思うんです。それは長い年月を掛けて言ってみれば、これまで築いてきた歴史くらいの年月を掛けて自然にそういうものというのは進んでいくんだろうと思います。

それは検討会議でも、それはそうだと思うのですけれども、なぜ飛躍して水産関係の事業が滞ってしまうということを理由に挙げるのが、我々にしてみれば解らないのです。そのことだけは指摘しておきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（野崎好春君） 以前にもこの海岸事業の関係について、多少議論したことがございます。

また、検討会議で海岸事業についても議論もなされております。昨年12月の一般質問でもご意見をいただいた漁業者以外の住宅の移転、更にはまちづくり懇談会において

も農村部の多くの自治体から将来的な町の移転を考え、浜中町の将来のまちづくりを考えるべきだと、こういうご意見もございました。

これらを考慮すると、これを早急に町として将来のまちづくりの計画を立てるとすれば、今現在進められている海岸事業あるいは港湾事業、これらに相当の影響を及ぼす。

更には霧多布市街地、これらから役場本庁舎が移転することによる様々な資産価値の低下、あるいは町の衰退に経済的な負担、これを考慮するとどうしても費用対効果というものが国から求められます。こういう面では必ず私は少なからず、こういう事業には影響が将来的には及ぼしてくるというふうに現在は考えております。

○議長（波岡玄智君） 鈴木議員。

○11番（鈴木誠君） 今言われたように、将来的にはそういったことも出てくるのかとこの様に思います。

だから、これはやっぱり大きなエネルギーと色んなリスクを伴うのです。町の形を変えようとするには、でもそういう議論をなしに拙速に役場庁舎建設に向かっていくというのは、如何なのかという思いで私は質問させていただいている訳です。

それから、さっきも申し上げましたけども、霧多布地区は浜中町の中心市街ですから、当然そういう関係から多くの公共施設がある訳です。

昨日の4番議員の質問と重複してしまうのですが、やはりこれらの将来のあり方、そういったものも役場庁舎の建設を考える時には、当然、議論の上に上がるべき問題ではないのかと思うんです。

特に体育施設やスポーツ関連施設もここに集中しております。あるまちづくり懇談会でも出ていましたし、他の方々、PTA、お子さん方を預かっている父兄の方々から2～3聞いたのですけれども、やはり霧多布でスポーツ大会なりあるいは部活で内陸地区からこちらに来てやっている時には、そういった不安はやっぱり頭をよぎるというんですよ。そういった事も考えていくと出来るだけ災害に遭わない状態を作るのは、そういった施設を段階的に安全な場所に移していくということが、本来の在り方ではないかと思うのですけれども、こういった議論というのは、この検討会議の中でされていないのですか、どうですか。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（野崎好春君） 将来的なまちづくりの関係でございますけども、先ほどと多少重複いたしますけども、今回の庁舎建設については、この施設の老朽化、さら

には防災対策面、それと財源の確保という緊急性を要するという認識に立っております。

先程、多くの自治会の方からも将来的なまちづくりをもっと議論すべきだと、この庁舎建設に合わせて議論すべきだというご意見をいただいておりますけれども、やはり公共施設の移転となれば、相当な年数を掛けて地域住民等ともっと議論を重ねていくこれが凄く重要なことだと思います。

そういう事から、今回検討委員会では、まず庁舎建設は先に進めようと、それで将来的なまちづくり構想については、相当年数を掛けながら更に海岸地区に住む住民との合意形成、これらを図りながら進めていく必要があるだろうと判断したところでございます。

○議長（波岡玄智君） 鈴木議員。

○11番（鈴木誠君） 検討会議では他の公共施設については、議論がされなかったと理解してよろしいでしょうか。時間がないから議論ができないということもあるだろうと思いますけれども、私は役場がここに再度建てられるということになれば、やはり次に改築される様々な公共施設も、やはりここに造らざるを得なくなってくるのではないのかなと、そんな気がします。

例えば、病院にしても学校にしても、それらの議論がやはりされるべきだと思うのです。仮にこの次、昨日の議論で耐用年数もかなり長いという話ですから、我々の時代の議論ではなくなってくるのかと思いますけれども、そういったことも物凄く影響してくるはずですよ。役場がここにあって、他の公共施設が全部上の方に上がってくるということは多分考えられないでしょう。

だからと言って、湯沸の山に全て公共施設を建てるかと言ったら、そうもならないだろうと思います。ですから、これは勘ぐっての話ですけども、そういう議論をしていくと中々ここに役場庁舎を建てるということの理由付けが難しくなってくると、悪く捉えればですよ。そんなことだって、やはり考えざるを得なくなってくるんですよ。

ですから、やっぱり求められたものについては真摯に受け止めて議論をして、その結果を公表するということが、意見の近づける原点ではないかと、私はそう思います。それでまちづくり懇談会で多くの自治会から庁舎は内陸に建てた方が良いという意見が出されまして、内陸11の自治会からは要望書も出されました。この機会に安全な浜中町の中心地である浜中に、まちづくりの拠点である本庁舎を移すべきではないかという要望書が出されまして、町長はこの要望書に対し重く受けとめるというような考え方を

述べられているかと思いますが、この重く受け止めるということの考え方について、町長どの様な内容ですか。解り易くご説明をいただければと思うのですが。

○議長（波岡玄智君） 町長。

○町長（松本博君） この要望書につきましては、昨年12月15日に提出された要望書であります。特に海岸地区に住む町民の皆さまの安全を願ってのこととっております。

そして要望書の内容では、霧多布地区の避難道、それから避難場所につきましては、新庁舎建設とは別に防災対策として整備すべきで新庁舎については、浜中地区に建設するよう強く要請するというふうに締めくくってありました。私は平成26年の執行方針から1年間、多くの時間を掛けてこの課題と向き合ってきました。庁舎内での検討会議更には2ヵ月に及んだまちづくり懇談会、そして多くは議会の中で定例議会での質問、そしてまた議員協議会を多くの回数を重ねて、そして多くの意見をいただきました。

その中で財政厳しい中、緊急防災減債事業費債という活用は、将来の本町にとっての財政負担を考えるとすれば、本当にこの事業しかないだろうという結論にも至りました。

そういう意味では、それを含めてこの場所に造るという決断をしたところでもあります。11の自治会からの要望は、そういう意味では私の結論に対してのことですから、反対のことでもありますから大変重いものでしたし、私の決断も更に重いものだと思っております。

町政を預かる身として、またその使命を果たす為にも、現時点で防災センター機能を備えた新庁舎の建設場所として、ここが一番だと、そしてまた望ましいと思って最終的に決断したものであります。そういう意味で、この事を含めて11の自治会から出てきた事も重いですし、私の決断したことも大変重い、そういうことを含めてご理解願いたいと思っております。

○議長（波岡玄智君） 鈴木議員。

○11番（鈴木誠君） 28の自治会でまちづくり懇談会が行われて多くが、この庁舎問題についての説明なり議論に費やされたと思います。私は内陸地区だけですけれども、7地域のまちづくり懇談会に出て様々な人たちの意見を聞きました。まちづくり懇談会で若い人たちが集まったというのは、過去に例がないんじゃないかと思うぐらい関心が高かったということが言えるだろうと思うんです。

確かに我々も情報を流したのも事実ですけども、それに対して直ぐに、これだけの反

応があったというのは、今後のまちづくり体制、役場庁舎の位置、場所というのは重要だという表れが、これだけ多くの若い人たちも含めた町民が、まちづくり懇談会に参加したということだろうと思うのです。これまでの記憶では、本当に残念ながら役員に少しプラスした程度しか集まって居なかったのが事実です。

そういう意味では、まちづくりに関心を持ったということでは凄い良い結果だと思います。その時に町長は何度か言っていたと思うんです。まちづくり懇談会の意見や提言の結果によっては考え方を考えることもあり得ると言われておりました。私が思うには、もう町長の頭の中には違うかも知れませんが、この湯沸山が最適地だということが常にあったらと想像するんですけれども、そういう中で残念ながら言葉を発してしまったということは、ある意味町民に対して期待感を持たせてしまったんです。その時の正直な町長の考え方を聞かせていただきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 町長。

○町長（松本博君） まちづくり懇談会で若い人たちの参加は、確かにそうだったと思います。そしてこの提案といいますか、庁舎建設に関して多くの関心を持ったということで、そういう面ではその参加含めて評価されるというふうに思っております。そしてまちづくり懇談会でやったのは28の自治会をさせてもらいました。

確かに農村方面では、多くは反対ということで出てきました。それとは逆に漁村方面の全てとは言いませんけれども、11を上回る数字が逆に賛成という意見が出てきたのも事実であります。その中で町長として中間答申が出てきて、それで決めるというふうには当然なりませんし、中間答申に対して町長はこの案で是非皆さん方に検討したいということを議会でもお話して、それから10月の懇談会からそのことを含めてお話ししました。

その時は確かに提案としては、町長としては湯沸、その坂の高台に建設したいという提案で議論して意見を集約して、それで当然反対という人も出てきましたし、賛成という人達も出てきました。そういう中で最終答申が出てきて、最終的に決断ということになりましたけれども、決してその時点で決めていたというのは、当たらないと思います。

そういう意味で、私としては色んなことまちづくり懇談会で2ヵ月で確かに議論されましたけれども、その他に議会での議論も相当ありました。そのことが最終的に財政も含めてですけれども決断に至ったというのは、それも含めて結果的にこの場所ですっかりやっていきたいという決断に至ったという状況であります。その辺のところを理解

してもらいたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 鈴木議員。

○11番（鈴木誠君） 今、町長からの答弁で若干安心した部分があります。それだけやはりまちづくり懇談会の考え方を意識していた、重要視してくれていたと受けとめたいと思います。

ただ最終答申にあたって、これだけ多くのまちづくり懇談会の中で様々な意見が出たにも関わらず顛末書を見てみますと、6回目、7回目には既に最終答申の素案が提案されているんです。これはあまりにも拙速ではないかと、私はそのことははっきり申し上げておきたいです。庁舎内での検討会議のメンバーの方々は真剣に議論してくれたと思いますけれども、もう少しその辺について具体的な議論まで踏み込んで欲しかったと、これは座長である副町長の責任だと思うんです。真摯に受け止めて、それに対してきちんと理解を求められるような回答と言いますか、答弁ができるような最終答申を出して欲しかったとこんな思いがします。時間がありませんから、このことの答弁をしてもらいたい、それと町長は2月16日に全員協議会で最終答申を表明して町長の決断が示されました。

これはやはり重いと思いますけれども、これだけ多くのまちづくり懇談会で色んな議論が重ねられて、それまで一切一般町民には議論の経過も何も知らされて居ないんです。どうなっているんだと、私の所にも問い合わせが何度か来ました。今は全員協議会で議論をしている最中だというようなお答えはしましたけれども、これはやはり行政として、その経過そして最終的な答申については、幅広く町民に知らしめる、そして理解を求め努力はすべきではなかったのかと思うのですけれども、その辺について、どうお考えですか。

○議長（波岡玄智君） 副町長。

○副町長（松本賢君） 会議の顛末書あります。これについて私6回目の折に、そんな議論を踏まえて今後、全員協議会を通じてまちづくり懇談会の経過を説明するということで、一般質問もあったと、そして今日は5回目までの会議の経過を踏まえて、その後、中間答申に出して皆さんに説明しました。

そしてこの件につきまして、懇談会の意見提言について町長からいただきました。そんな意味で6回目はそれについて意見があれば検討会議の構成委員から、どんどん出していただきたいということでありまして、ご覧になれば解ると思いますが、20や30

くらの意見、同一の意見については省略しておりますが、そういうのも出ております。

そしてまず7回目も2月16日に議会の全員協議会が開催されるということなので、まちづくり懇談会の意見提言を基に議論して、今回それをまた議題とするということで確認しました。その間は、それぞれ前の会議でまとまったこと、あるいはこれから議論することをまた事前に発信しました。その段階では中間答申から議論は色んなご指摘もあるけれども、6回目の構成委員の意見の中からは、中間答申の方向性で良いのではないかと、湯沸高台に防災センター機能を備えた新庁舎ということで始まりは別ではないです。新庁舎は新庁舎、防災センターは防災センターではありません。

防災機能を新庁舎が古いので、その新庁舎に防災機能を充実させるという視点から始まっておりますので、それで色々湯沸がどうかありますけれども、我々検討会議は全員ここにあつて然るべきという検討の結果であります。そんなことでまず7回目に素案を示しました。それについて色々ご意見をいただきまして、町長サイドから頂いたまちづくり懇談会の経過を踏まえて、検討委員から意見をいただきました。それも結構10点〜20点ありまして複数名の意見はまとめました。更に7回8回目でまた全員協議会の場が設定されているので、前回、前々回の会議を経て皆に配布しているけれども、これについてその案を基に意見をいただきました。それで意見も10や20あります。

そんなことで進めてきましたので、議論もなしにとということで、私の責任も問われましたが、非常に最後の会議で各課は色々な仕事がありまして、通常の業務もあります。そんなことで委員になった若い係長、あるいは課長につきましては、本当に頑張ってくれたと、そんなことで最後は今後どんなことになるか見えませんが、感謝の意を表明しました。今後も町長の諮問があれば、引き続き検討会議の開催も考えられるのでその際はしっかりとよろしくお願ひしたいと。

それでもう一つ、色々な議論があった折に構成委員も私も含めて参ったんです。参ったけれども我々の責任でやろうと、ここで我々が立てた計画や考えが色々批判にさらされましたけれども、でも頑張ってきたんです。このプロセスについては町行政としては然るべき、あるべき姿ではないかとある一面で思いました。このまま頑張つてこの必要性を説いていこうと、その内容については不十分だということでもありますから、それは見解の相違と言いますとそれまでですけれども、そんなことで私の責任は問われても構成委員の方は、一生懸命頑張ってきた、これだけは理解していただきたいと思ひます。

○議長（波岡玄智君） 町長、これは質問者の許しを得ますけれども、財政に関わつて

の緊防災関係の内容の話が一向に出ていません。折角、傍聴の方が来ているんですから、そこまできちんと答弁をしないと理解を深めることになりませんので、その辺も含めながらご答弁をいただきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（野崎好春君） この度の防災センター機能を備えた新庁舎の建設の財源の関係について改めてご説明させていただきますが、この役場庁舎、本来は役場庁舎というのは全て町のお金で建設するというのが一般的な手法です。補助金等は認められておりません。全て借金です。たまたま東日本大震災後、24年にこの緊防災という制度が出来まして、町の借金、例えば10億円で建てたその時に7割が後で地方交付税という形で返ってきます。これが緊防災という制度です。

これが25年に一旦途切れたのですけれども、町長筆頭に北海道町村会を通じまして国に強く要請し、その後、国としては25年の12月、26年度予算編成時に更に3ヵ年伸ばすという制度の延長が認められました。こういう面からして、本町の財政を考えると早急にこういう有利な制度を活用して、早急に建設すべきだというようなことで財政サイドとしては考えたところでございます。

○議長（波岡玄智君） 町長。

○町長（松本博君） 今説明しましたけれども、26、27、28年この3ヵ年が今その事業があります。そんな意味では町長としては、28年に入っていく為には、急いでいたのも事実です。去年が26年ですから、26年の1年間一生懸命やったと言っていますけれども、急いでいたのも事実です。

ですから、全て十分に出来たかと言ったらそれも十分に出来なかったと、不十分だったかも知れませんが、そしてまた急いでいたのも事実でありますけれども、この26年でまとめてもらったと、後は27年含めて28年に飛び込んでいきたいと思っております。

○議長（波岡玄智君） 鈴木議員。

○11番（鈴木誠君） 財源の話もつともでその通りです。

ですから最後に私が質問したようにできるだけ町民の理解、合意を得るような努力を何故しなかったのかと、そのことを私は指摘したのですけれども、時間がありませんし、次の通告がありますから、この後の議論については、条例案の時にでもさせていただきたいと思います。

次の質問に移ります。酪農振興対策について、平成25年6月に町長に対しまして、浜中長農業委員会から浜中町農業農村活性化に関する建議書が出されております。この内容については、大きく分けて4項目あります。

まず1点目、担い手の育成確保について、2点目女性の社会参画について、3点目地域振興対策の強化について、4点目国及び道に対する要望についてということで、それぞれ提言をまとめて町長に出されております。これに対して町長からそれに対する具体的な対応等について説明があったのですけれども、中々それが具現化されていないというのが本来の姿ではないのかと、中には実施されているものもありますけれども、私たちの特に求めている担い手対策、これは私も別な角度から一般質問でも繰り返し新規就農者には大変手厚い制度があるけれども、既存の親元就農者には極めて少ない、無いに等しいということでもあります。

今、国から青年就農給付金というような制度ができましたけれども、これも中々親元就農にはハードルが高いというような現状があります。これらについて、私は今年の執行方針なり予算の中に、何か組み込まれているのかというような期待を持っていたのですけれども、残念ながらその数字も言葉も見つからなかったという事で、非常に残念な思いもしております。

他の事業等もありますから、中々難しい点はあるのでしょうけれども、この担い手対策、漁業後継者も含めて昨日から議論はあります。今作業が進んでいるのであれば、その状況についてお知らせいただきたいと思えます。

○議長（波岡玄智君） 農林課長。

○農林課長（藤山巧君） 今議員おっしゃられたように農業委員会の方から、一昨年の提出されたものを、同年の8月に町としての考え、それから取組みの方向性回答しております。

その後の取組み内容の部分で、若干申し上げたいと思うのですけれども、農業関係機関で構成されている浜中町地域担い手総合支援協議会、ここで新規就農者の対策はもとよりUターン就農者、それから議員おっしゃられる親元の後継者への支援対策、こういったものを協議会で検討して進めてきているということ、まずご理解いただきたいと思えます。

その間には色々とJAの青年部ですとか女性部といったところからの、これからの色んな取り組みについての意見交換、そういったものを意見、提言等も受けながら、これ

までやってきているというところであります。具体的な部分としましては、現状の支援、色々と講じて参っておりますが、その検証をしながら、Uターン就農を含む親元支援対策ということで、更に検討を進めていくような状態ではありますけれども、また取り組みの中で、一部目に見えてといいますか、そういった形で進められてきている部分としては、女性の社会参画こういった部分での女性農業委員の複数選任のところを、昨年任期満了で改正になった際に議会の推薦をいただきながら、2名の女性の委員の誕生ということで具体的には進められております。

何れにしても、この関係機関で構成している担い手協議会、それから各意見団体の意見も更に交えながら新年度に昨日から出ておりますけれども、策定される国の新たな交付金制度に計画の策定の中に、親元の就農支援対策こういったものを位置付けていければというようなことも検討しているところでありますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（波岡玄智君） 鈴木議員。

○11番（鈴木誠君） 中々作業が進まないといいますか、そういう部分ではもう少しスピード感のある対応をして欲しいというような気がします。

時間がありませんから、具体的な議論ができないのですけれども、次に地域振興対策と言うことで、これも担い手にかかわることですけれども、近年農業経営の規模が拡大されてきました。中々家族労働では、労働が追い付かないという現状があって、雇用をする農家も増えてきたのですけれども、雇用する従業員の居住環境というのが整っていないというのが実態でありまして、回答によりますと閉校した学校等も利用しながら対策を進めていくというような回答があったんですけども、何か具体的な作業というのが進んでいけば、ここで出していただければと思うのですが。

○議長（波岡玄智君） 農林課長。

○農林課長（藤山巧君） 今おっしゃられました規模拡大に伴って、家族経営にプラスしてといいますか、従業員の対策の居住ということでのご質問だと思いますが、以前の議会のご質問の中でお話したとおり、例えば学校の跡地ですとか、その周辺に配置されている教員住宅ですとか、そういったところも既に一部は活用されているということではありますけれども、その後の具体的に例えば学校をどうこうして、そこを居住地にというような具体的なものの検討というのは、まだ進んでいないということで、ご理解いただきたいと思っております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 鈴木議員。

○11番（鈴木誠君） 進んでいないのに、ご理解いただきたいという話もないのかなと思いますけれども、中々難しい課題であることは間違いないと思います。

ただ、今の酪農まさに浜中町の二大産業である酪農の振興を、今後も継続していく為には、どうしてもそこは避けて通れない部分だと思います。産業団体と農協等と議論を重ねながら出来るだけ早く、見通しを付けていただきたいと思っております。

それから最後の質問ですけれども、昨日、竹内議員から同様の質問がありました。釧路地方気象庁及びJ A組合長が集まって新たな根釧酪農構想検討会を立ち上げて、この度、根釧酪農ビジョンというものを発表しました。中身を見てみますと、かなりの部分浜中町と農協が一緒になって取り組んできたものが数多くあるのかと、そういう意味では先進的な取組みをしているのが浜中町だという自負もあるのですけれども、実際に今後こういうビジョンに伴って対策を講じていく訳ですから、本町としてどのように取り組んでいかれようとしているのか、この辺について、町長から最後にご答弁をいただくことと先ほどの、いわゆる酪農の担い手対策なり居住環境の整備等についても、町長としての考え方があれば、ここでお示しをいただいて私の質問を終わりたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 農林課長。

○農林課長（藤山巧君） 昨日の質問の中でありましたけれども、ビジョン大きく分ければ3つの重点課題、これから進められていくということで草地型酪農の推進、担い手の育成確保、それと高付加価値化の推進と新たな可能性の追求、こういったものということで、当町の場合は色々な部分では議員おっしゃられるように、先進的な取組みを行っております。

釧路根室管内ということで、各市町それからJ A組合長の構成機関で、今後も推進会議という形で専属されて色々検証していくことになっておりますし、その下の段階と言いますか、事務的な段階に幹事会というものもあります。その中でも今までですと釧路管内のみの横の繋がりと言いますか、各自治体の繋がりでしたが、今後は根室管内の自治体も含めて問題色んな課題に対して情報を共有しながら対応していけると考えております。

○議長（波岡玄智君） 町長。

○町長（松本博君） 今農林課長から説明ありましたけれども、酪農に関して言えば、町独特のものと言いますか独自で発展したりしてきたと思っております。

ですから釧路管内と言われても、確かに皆酪農やっていますけれども、そういう意味では情報交換を含めて、それほどなかったのではないかと考えております。今回今度は根室も入ってきました。ということは今まで根室ということは全く考えていなかったと思います。

特に昨年、と場問題で釧路、根室管内が首長、JA組合長含めて議論されました。そして今度また酪農ビジョンで、釧路・根室で議論されました。ということで今までやったことのなかったことが、これから情報交換されて行くのではないかと考えています。それと確かに根室の組合長さんですとか、首長さん含めて酪農の話ということになれば共通性はあります。ただ共通性がないのが釧路町と羅臼町だと思います。そこに関して言えばあまり牛は居ませんから。ただ後の地区、全部居るということで、全体でこのことは議論できるし結果的に十勝のグループと対等に出来るのではないかと、釧路だけだったら出来なかったけど釧路・根室が固まって、十勝と本当に酪農部分の議論ができるのかと考えているところでもあります。良い機会ではないかと、住宅の関係ですけれども、是非積極的に進めていきたいと思っています。特に学校周辺閉校になったところ含めてやっていきたいと思っています。以上です。

○議長（波岡玄智君） 3番鈴木議員。

○3番（鈴木敏文君） それでは質問通告書のとおり1点だけでありますけれども、本庁舎建設問題の3点についてお伺いをしたいと思います。

ただ昨日今日と3名議員の方々も同じ質問がございましたので、一部重複するかも解りませんが、よろしく願いいたします。

昨年9月より本庁舎建設にかかる議論を重ねて参りましたけれども、未だ賛否の溝は埋められず、新年度予算を審議する大事な3月定例会を迎えたと言うことは、個人的にも残念な結果であると言わざるを得ません。この現実に町としての今の見解をお聞きしておきたいと思っています。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（野崎好春君） ただいまのご質問にお答えいたします。

町としては、昨年4月より新庁舎準備検討会議を立ち上げまして、計8回の会議を開催、昨年9月に中間答申という事で町長の方に上げております。今年2月に最終答申を町の方に提出したところでございます。

また、昨年のまちづくり懇談会におきましても、先ほどから議論いたしておりますけ

れども、新庁舎建設にかかわる町の素案をお示したところでございますけれども、特に農村地区からは厳しいご意見もいただいております。

また、一方で海岸地からは、防災対策の町の考え新庁舎建設の概要に関して、多くのご理解をいただけたものと認識しているところでございます。

また、東日本大震災以降議員の皆様からも、防災拠点である庁舎の整備について迅速に進めるべき、更には有利な起債制度である緊急防災減債事業債を活用して進めるべきだというご意見もいただいたところでございます。

この防災センターの機能を備えた新庁舎の建設については、防災の観点と財政面への負担軽減という2つの点から、非常に緊急を要するものであると町としては、この1年間多くの議論をすることができたと考えておりますし、同時に町民の皆様への負担にならない形で庁舎建設を進めていきたいと考えているところでございます。

○議長（波岡玄智君） 鈴木議員。

○3番（鈴木敏文君） 多くの議論をしたという所が少し引かかるのでございますけれども、やはり私はこの3.11の事実をどう捉えて、どう活かして、それにどう備えていくかという議論であったと思うのです。

因みに、地震津波を専門とする中央防災会議のある著名な方がこういうコメントを出しました。今まで我々がシュミレーションしてきた被害想定は東日本大震災で全てご破算になったというコメントでありました。これは誠に海岸線に住む者として不都合な事実だったんだらうと、これが後で想定外ということになる訳ではありますが、それで答申の内容に個人としても疑問が残る訳で、何回か質問をしてきましたけれども、中々それが納得できていないということで100%の想定をしてくださいと、ここまでは私も望んでおりませんし求めてもおりません。概ねこれは理解できる町も良く考えてくれたというのであれば、これはその通りでございますし、私の周りも多くの反対する方々がおりますので、その方々にも説明もできるし、あるいは説得も出来るということになるのでありますが、中々そこまで行かないものですから、堂々巡りになってしまって、ここまで来てしまったということでもあります。

ここまで私が質問したことを、大まかに申し上げておきたいと思っておりますけれども、まずは度々出ております、孤立するのではないかという事で、ここは15メートル、あるいは17メートルという津波高が想定されておりますけれども、これはビルでいうと5階建ての高さになる訳です。

因みに余談でありますけれども、散布地区は20メートルの津波高とこのように言われております。私の居間から学校が見えるのでありますが、ここは3階建てでありまして、1階が3メートルとすれば10メートル、その倍の津波が来るということでもありますから、これは大変な高さだなと、なるべく考えたくないと思っている訳であります。

また想定された津波が来た時は、どう考えるのですかという質問もさせていただきました。L1は備えられるけれども、L2であればこれは物理的に備えられないので、せめて命だけでも助かってもらいたいと、来たら来た時にその時点で考えましょうというような内容だったと思いますけれども、これは如何なものかなと私は思いました。

また、こういうことも質問させていただきました。漁業者の方は覚悟して海沿いに住む、これは解りますよ。私の地域もこの1年か1年半の間に7件の家が新築を建てました。これは後継者ができた訳でありますから、それは覚悟して建てている訳でありますけれども、少なくとも行政は少しでもリスクを回避する方法を考えると、これがベターじゃないかと思うのでありますが、そうでもないということでありました。

またこうも聞きました。考えたくはないが大津波にここを襲われたら、浸水域に入りますから洗い流されてしまうことになるかも知れません。その時に庁舎が仮に湯沸山に建っているとすれば、そこを中心として復興するんですかという質問をしました。町長はここから復興していくんだということを言うておりましたけれども、因みに新聞に載っておりました宮城県の女川町というところでもありますけれども、ここは復興のトップランナーと呼ばれておまして、テレビにも出ておりました。最初は60代くらいの方が復興協議会を立ち上げて、そこの座長をしておりましたけれども、現在は30代、40代の方々に任せたと、何故かという若い方は長期的な姿勢に立てるとしがらみがない、新しい発想が出来るよと還暦以上は口を出さないで欲しいと。議員の方々も口が出せない状態であります。

そのトップランナーが新聞によりますと、高台に作った分譲地に申し込みがないので空き地が広がっているということで、その復興にトップランナーであるところでさえ戸惑いが広がっていると。この理由は自宅を再建した住民の7割が町外に引っ越して行って、中心部の復興の遅れで流出に歯止めが掛からないという苦勞を持っているんですという内容でありました。国は道路や鉄道、上下水道これをほぼ復旧したし、学校、病院についても9割方復旧しているんです。復旧していると自画自賛でありますけれども、現場はこういう状況であります。これでもここから復興出来ると言われるのでしょうか。その

辺聞いておきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（野崎好春君） まず防災対策に関して若干触れさせていただきます。

一般的にL1という津波ですけれども、本町で行けばチリ津波、あるいは東日本大震災の津波、本町に来た津波が一般的にL1ということでございます。

このL1対策については、ハード事業、防潮堤を嵩上げしたり避難道を整備したりハードとソフト、避難をする為の色々な教育、これらを重ね合わせながら対策を講じていくと、それで良く一番の議論になるのがL2という500年間隔、まさしく東日本大震災東北三県ですね。あの津波が今後本町を訪れた時にどうだろうと言うことです。これに対して国はL2の対策はハードだけではまず無理だろうと、先ほど議員がおっしゃられましたけれども、せめて命だけを守るのでは無くて必ず命を守る、本町は必ず人命を守るということで、今現在、防潮堤の嵩上げ更には避難道の整備、それと避難場所の見直し、更には備蓄品を整備するという方向で国の指針あるいは道の指針とも合わせながら防災対策は今講じているところでございます。

果たしてL2が来て、海岸線が決して考えたくはございませんけれども、海岸地区1, 500世帯約3,600人程度だと思っておりますけれども、議員おっしゃられるとおり完全に水没するという恐れが確かにございます。そういう被災に遭った段階で現在、町を先ほど予め移転するという議論もございますけれども、現状として何年掛かって果たして安全なところに住民を移動させていけるのか。

一番確かなことは、高台に全ての町、海岸地区を移転させるのが当然、住民の財産も生命も守るこれは確かなことです。ただそこに行くには先ほどもお話ししましたけれども、そこに住んで居る住民の皆さんのご理解をもらうためには、相当の時間も労力も掛かります。それとお金の問題全国でもそういう心配があるから、最初から町を動かそうという計画を組んでいる町村は殆どありません。

私の記憶では一町村70戸くらい、予め移動しましょうという青写真を作った町村もございます。ただそれは青写真で終わっています今段階で。こういう事を考えると、中々町を安全なところに移動するという事に関しては、本当に長い時間をかけながらもっと議論をしていくという、こういう事に尽きるんだろうと考えているところでございます。

○議長（波岡玄智君） 鈴木議員。

○3番（鈴木敏文君） 言葉足らずだったのかもわかりませんが、少なからずといえますか、これは必ず人命を守るとその通りでございます。

それで私が聞きたかったのは復興ということです。復興と復旧は違う訳でありますから、今の女川の例を出して復興できるのは今住んでいる方々しか復興できないんです。

他から移ってきて、ここを復興するというのは中々難しいと思います。これがここから復興するというのはどうなのでしょう、ということを知っている訳でありまして、その点はどうでしょうか。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（野崎好春君） 万が一、復興というような大きな災害が来た場合の復興でございますけれども、やはりその地域の特性を生かしながら、どういう対策を講じていくのか、これらについては地域住民の皆さん、更には専門家を入れながらその復興をどういうふうにしていくかと、まさしく復興計画ですね。そういうものを作りながら復興に臨んでいく、これが一般的な考え方だと思います。

○議長（波岡玄智君） 鈴木議員。

○3番（鈴木敏文君） 今までこのような疑問を色々質問させていただきました。

いわゆるボールはそちら側にあったはずですが、急にボールが返ってきたと思ったら、湯沸山に決めましたということでございました。

町長の重い決断、これは勿論良く解る訳でありますけれども、あとは現実的に議員間で決めてくださいということになってしまっている訳であります、これはどうでしょうか。丁寧ではなかったんじゃないかと思う訳であります、この流れはどう考えていらっしゃるでしょうか。

○議長（波岡玄智君） 副町長。

○副町長（松本賢君） 今のご質問ですけれども、町長先ほども申しておりました、この成案に至るまでの過程のお話だと思います。

ですから、まち懇あるいは内部協議、そして議会の皆さんへの発信ということでありまして、今の首長も議員も直接住民から選ばれると、そんな立場において首長は立法機関であって議会がそれをチェックする、言ってみればお互い議会がチェックし可とすれば町長はその政策を進めるということでありまして、今の自治法の中では、やはり代表民主主義をとっておりますので、直接的には住民のこれも大事です。勿論それは大事なことだと思っておりますし、今回はまち懇で住民に意向を聞いて、そして自治会の方に発

信しまして、システムとして制度化するという住民の代表である意志を制度化するということについては、地方議会以外にないという重みで議会の皆さんに発信したんだと思います。そんなことでこの案につきましては、住民そのものの合意が不十分だということについては、先ほど町長も急いでいるというようなこともあったり、それも1つの要因であり、そしてまた議会とのやりとりもそうでしょうけれども、内部の判断もそうですから、トータルで今回町長として今の成案に至るまでに、そういう方法論をとったということでもあります。

○議長（波岡玄智君） 鈴木議員。

○3番（鈴木敏文君） これまでの途中のプロセスだとか、努力したあとが我々には中々見えてこないんです。確かにやっているんでしょう。そうと思いますが、中々それは私たちには伝わってこないということでありまして、これまでのプロセスの中で、全員協議会の議論も通じて検討委員会側の方と、それから賛成する人側、反対する人側ということで色々と議論をしてきた訳でありますけれども、その中でその会を重ねるごとに膠着状態に入ったと私は思ったんです。膠着状態というのは、固定して動かないということでもありますから、これは困ったと思っていたんですが、その時に認識はどうだったのでしょうか。

○議長（波岡玄智君） 鈴木議員申し上げます。議会内の議員協議会の中でのことについての質問ではありません。それは我々議員の責任です。今は町長行政サイドに対する質問ですから、そういうのをきちんとわきまえて質問してください。

鈴木議員。

○3番（鈴木敏文君） 失礼しました。何を言いたいかという丁寧なものが見えなかったという不信感から申し上げている訳であります。それで改めて協働のまちづくりの理念ということを、私は聞いておきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（野崎好春君） 協働の町づくりの理念ということでございます。

近年、協働という概念は地方自治の分野において、まちづくりの取り組みについて、不可欠なものとして捉えている概念の一つでございます。日本で協働の意味改めて確認されたのは、阪神淡路大震災であったかと思われまます。これは警察や消防機関による救助活動が追いつかず、要救助者3万5,000人のうち2万7,000人は市民や自力、隣人の手による救助がされたと、これがまさしく自助、共助、公助による防災のま

ちづくりが推進されたことで、住民と行政が地域の課題に向けて取り組む協働の意味が再確認される切っ掛けになったのかと考えております。

町域の課題解決の為に、行政だけでは解決しきれないもの、住民の皆さんだけでは解決できないもの、これらについてお互いの不足を担い合いながら、共に課題解決に向けた取り組みをすることによって、協働のまちづくりが推進されるとこういう事が協働のまちづくりの概念になるのかと考えております。

○議長（波岡玄智君） 鈴木議員。

○3番（鈴木敏文君） 課長の答弁は同じネットを見ていたんだなという感じがする訳でありまして、そのとおりでございますね。

その中で、その目標の共有化、責任の共有、お互いの尊重とこれが共同の意義でありますよと。それで今課長も言いましたとおり、阪神淡路大震災によって、この理念が防災まちづくりに推進されるようになったということでもあります。まさにその通りであります。私が心配するのは、このまま今の膠着状態でいきますと、この大事な理念が吹き飛んでしまうんじゃないかと心配する訳です。

やはりこの町は大きな町ではないですから、協働のまちづくりというのが、一番大事な理念だと思っているのですが、そしてそれが吹き飛んでしまったらどうなるのかと心配をしている訳であります。対立して溝ができてしまう、これは町にとっては何も良いことはないと考えますが、その点、見解があればお願いしたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（野崎好春君） 今回の庁舎建設に関して、町民間や地域間の溝ということでございますけども、町としては決して大きな損失ではないと考えております。

町としては新庁舎建設に対しては、賛成・反対があったことは十分理解しているところでございます。しかし、それは発展あるいは議論がなされた結果であると受止めさせていただいているところでございます。

町といたしましては、町民間、地域間の意見の相違は決して先ほども申しましたけれども、これが大きな損失にはならない発展的なものだと考えているところでございます。

○議長（波岡玄智君） 鈴木議員。

○3番（鈴木敏文君） 困りましたね。大きな損失ではないと、これは結果であるという事の答弁でありました。私は非常に残念な気がしている、これが率直な感想であります。

それで次に進みますが、反対された地域がございました、先ほど11番議員の話にも出ていましたけれども、この地区の町民あるいは私の周りでも反対されている方がおりますが、そこにやはり合意形成をするべきではないのかなと思いますが、先ほどから言いますが、その努力も中々見えてこないと思いますけれども、それを時間がなかったんだということで、一括りで答えられてしまうとどうなのかと思いますが、この合意形成のプロセスは十分ではなかったかと思いますが、その点のコメントをいただきたいと思っております。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（野崎好春君） 反対する地域への説明責任が十分なのかどうかということだと思っております。

町としては昨年のまちづくり懇談会の中で、町民の皆さんと懇談をさせていただきました。先ほどとも重複しますが、まちづくり懇談会では、多くの意見や提言、賛否等色々ございました。更には議会全員協議会を通じまして、議会の皆様にもこの状況について随時報告をさせていただいて来ております。

これが現在の財政状況、新庁舎建設に対する有利な財源の活用性、それと災害時の非常配備体制と職員の必要性につきましても、しっかりとお伝えしてきたところでございます。その点について、十分かどうかということに関しましては、町としては検討委員会からの中間答申、最終答申更にはまちづくり懇談会での意見や提言について数度に亘り議会全員協議会を通じ説明してきたところでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（波岡玄智君） 鈴木議員。

○3番（鈴木敏文君） 十分な議論をして来られたという説明でありましたけれども、やはり多分、反対する地域、反対される方々というのは、そうは感じていないと思うのです。もっと丁寧なものが必要だったのではないかと思います。もし時間が残っているのであれば、これからでも一旦この庁舎の問題を棚上げにして、説明に何う説得に何うという考えは持てないということでしょうか。

○議長（波岡玄智君） 町長。

○町長（松本博君） 地域からの意見というのは、確かにまちづくり懇談会で聞かせていただきました。

その後、議会を通じて町民の代表である議員の皆さんに対して、執行者としてはその

説明をずっとしてきました。そしてその努力が足りないと言われていましたけれども、それは十分出来る限りしたと思っています。

ただ理解されなかったというのもあります。この議員が言った溝というのは深いんです。最初から反対なのか賛成なのかと言ったら、それを埋めるというのは難しいんです。その深い溝というのは、最初からあったのではないかと思っています。その反対する地域の説明、今この議会だってそうだと思います。議員の皆さんにこのことを伝える、この1年間の中で多くのことをやってきたと思っています。

ですから先ほども答弁しましたがけれども、十分だとは思っていませんけれども、やれることはやったと思っているところであります。

○議長（波岡玄智君） 鈴木議員。

○3番（鈴木敏文君） それが個人的にも大変困る訳でありまして、理念も吹っ飛んでもしようがないと、これは結果であると、そして深い溝は最初からあったと、だけどやれることはやったんだという事でありまして、個人的には少々乱暴かと思っておりますが、これに関しては中々これ以上は議論は深まらないと思います。

それで私は途中から、このまま膠着状態で行くとこれは問題だということで、何回か第3の道は無いですかということをお願いしてきました。この第3の道というのはどういうことなのかというと、先ほども触れましたけれども、この庁舎新築の問題を一旦凍結して、その分避難道の整備あるいは一時避難施設の整備、それから避難訓練も大事です。出来れば車で逃げられた方が一番安全な訳でありますから。

要するに今回12月に散布地区停電になりました。丸山地区と藻散布地区、吹雪いておりますから、一時避難場所を開設しましたということではありますが、役員の方々はコンテナまで行って、夜、夕方、色々暖房器、毛布を下げた訳でありますけれども、その時に気が付いた訳でありますね。ここが一時避難場所であると、どうなんですか、これは真冬の夜ですよ。これは命にかかわることありますから、やはり一次避難場所というのは、もう少し展開してすべきじゃないかと思えますよね。コンテナが一時避難場所、それは夏に来れば良いのでしょうかけれども、冬の夜に来た場合はこれは命にかかわることありますから、そういうことも含めて、そちらの方に資金も投入していくと、避難道、一時避難施設、それと避難訓練もそうでしょうということで申し上げましたけれども、それはその選択肢は勿論なかったのですが、一応コメントを聞いておきたいと思えます。

○議長（波岡玄智君） 町長。

○町長（松本博君） 第3の道は今言われましたように新庁舎は建てない、そして他の防災対策からやったらどうかというご意見だと思います。町長としては、防災機能を備えたセンターと新庁舎はセットであります。

そして町民を守るというところは、基本的に命を守るということが基本にありますから、町長の決断というのは、そこから始まっているんです。ただ、これからやる対策というのは、これからも毎年のように東日本大震災から3年過ぎ4年目に入りますけれども、できる限りの手は打っています。先ほど議員言われた散布の山の上に置いてあるので十分だとは思っていません。だけど造っているんです。造って今日まで来ています。まだまだ強化していかないと、これからも大きな課題だと思っています。そのことについては一緒にしっかりやって行きたいと思っています。今回の決断した事は防災センターと庁舎が一体となって、そして命を守る施設だということから始まっていますから、そういう決断でありますから、そこについて普通でしたらご理解願いますと言いますけれども、多分理解されていないと思いますので、そういう話で終わりたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 鈴木議員。

○3番（鈴木敏文君） 私も理解はしたい訳であります。中々ストーンと落ちないところがあるので質問をしております。町がこの一時避難場所をこの際でありますから、例えば散布の4地区のコンテナが一時避難場所でありますけれども、これはやはり雨、風、雪がしのげて暖が取れると、そして価格も安いとなればどうでしょう。D型ハウスくらいの物でも置いていただければ、あと暖は薪ストーブでいいんじゃないでしょうか。

あと自治会の方々が薪を集めれば良い訳でありますから、これも全部コンクリートで囲って、石油あるいはそういうものを使った暖房じゃなくても良い訳ですから、これはお願いをしておきたいと思っておりますけれども、何か展開がありそうであればいただきたいと思っております。

○議長（波岡玄智君） 防災対策室長。

○防災対策室長（小原康夫君） 今言われました、一時避難場所のことについてご説明したいと思います。散布地区の一時避難場所においては、昨年12月から今年1月にかけての津波避難計画という浜中町の基本の部分を作る際に、こういった部分の場所の確認と、それから一時避難をした場所から皆さんの名簿を作成して、全員が揃いましたとなった時には、次には茶内のトレーニングセンターの方に移動しようという事で、

地域の皆さんのご理解をもらったつもりであります。

確かに、一時集まった段階で例えば今の状態でしたら寒いですから、今暖を取る為に簡単にいうと、ドラム缶を半分にした器だけは用意してもらいましたが、これで取ることは可能とは思いますが、そこに長く居るということではなくて、皆さんの安全が確認出来た段階で、今度は茶内の方に移動していただくということで、地元の皆さんとは協議させていただきましたので、その方向で考えております。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 鈴木議員。

○3番（鈴木敏文君） 真冬の夜に来ないことを祈るばかりでありますので、この辺の設備の施設のこともお願いしておきたいと思っております。あともう1つ問題と言いますか、議論されるところがこの財源の問題であります。緊防災と言われているところでありますけれども、これは2月22日の道新の社説であります、政府は道東から日高、胆振、道南まで太平洋沿岸に繰り返し大津波を起こしてきた、千島海溝周辺での巨大地震の規模、津波高、被害想定の見直しに着手したとこういうことであります。

なぜ今政府が見直したのかということ、今までは政府は大震災後、東海地方から四国九州まで広く太平洋側が被災する南海トラフ巨大地震と、首都直下地震の被害想定を優先してきたとその通りでございます。何れもそこは人口や産業が集積し政治経済、社会への打撃の大きさを考えれば千島海溝が後回しにされても、これはやむを得ませんという社説であります。

しかしながら実際の多くは、これまた財政難でありますと、それで津波避難ビル整備などの補助率を引き上げる南海トラフ巨大地震対策特別措置法、これと同様の法整備が欠かせないのではないのでしょうかという事であります。積極的に自治体の支援に取り組んで欲しいという新聞の社説であります、特措法は千島海溝地震対策特別特措法です。正式には日本海溝津島海溝地震対策特別措置法と、財源的にはこの財源を求めていく、これからですよ。こういうことは可能でしょうか。不可能でしょうか。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（野崎好春君） 今ある庁舎建設の財源については、先ほどから申し上げましたとおり、緊防災というのがもっとも有利な財源だと考えております。議員の皆様には既にお話しておりますが、それに併設する防災センター部分、これについては、釧路市の防災センターというのが、つい最近オープンされました。今の市役所の北側のところです。そこに5階建てのビルが出来たと、5階建てのビルの4階、5階部分が都

市防災という補助事業です。

当初、その都市防災という補助事業については、10万人以上の都市ということで市町村は殆ど該当がなかったんです。その後、議員おっしゃられましたとおり、千島海溝地域これらについても、今後の防災対策が必要だろうということで、その都市防災事業についても、浜中町も千島海溝地震の区域に指定されております。その補助事業も一部活用することが今可能でございます。防災センター部分につきましては。

ただ、つい最近の新聞で今手元にございませぬけども、復興の今後5カ年の国の指針がつい数日前に出されました。その中で国としては、今後応分の負担を地元市町村に求めていくと、現在ある都市防災補助事業の残った財源については、防災対策事業という起債を活用しています。この正式には全国防災事業、これは借金の8割を交付税で見ますよという制度です。この制度を被災地以外の市町村については、来年度から正式に廃止するというようなことも、つい最近発表されております。そういう事から考えますと、今後防災対策に対する国の手当、そういうこともありますから、私は逆に縮小されることも懸念しながら、今後の財政運営そういう有利な財政制度というのは、的確に模索しながら進めていきたいと、ただ緊急防災事業、これが今現在、浜中町で使える最も有利な財源だと将来的なことに関しては、今後国がどういうふうな方向に向かっていくというのが、全く不透明な状況でございますので、財政担当としては、将来の財源のことまで視野に入れた町政運営というのが、中々出来ないというような実態でございます。

○議長（波岡玄智君） 鈴木議員。

○3番（鈴木敏文君） 良く解ります。将来の財源、政治は今不透明でありますけれども、先ほどの緊防災も町長が町村会を通じて要望して行って、期限を延ばしてもらったところまで行ったんですという話もございました。

この財源については、これは政治力でありますから、これからも多分いろんなチャンネルを使った政治力によって、千島海溝の補助事業もどう変わってくるか解らないと思うのでありますが、やはり私が一番懸念してるのは、先ほど申し上げましたコンセンサスでありまして、町の方はこれは大きな損失ではないという、それは結果であったと最初から深い溝があったから、でも努力はしたんだということになるんですけれども、どうですか。もう一度お聞きしてこの質問も終わりますが、一度この条例を棚上げにして時間の折り合いもあるでしょうけれども、地元に対して説得、説明していく、そうすると町長の情熱に解ったと賛成するとなるかも解りませぬし、もう1つは、あるいは元々

の計画通り平成31年に庁舎の予定がありましたので、そこまで戻して財源は政治に求めていくと、色んな町民のコンセンサスを得て昨日の議論もありました、色々な公の施設もありますし、学校、消防、高校、保育所もありますし、そういうことをトータルでパッケージで考えていくと、こういう機会はないでしょうか。それを聞いて質問を終わりたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 町長。

○町長（松本博君） 前にもお答えしましたがけれども、何回も言っていますけれども、この決断に至った経緯というのは、ずっと報告してきました。そのことからすると今取り下げるといふ事にはならないと思っているところです。以上です。

○議長（波岡玄智君） これで、一般質問を終わります。

お諮りします。

日程の順序を変更し、日程第10議案第15号を日程第3議案第8号と一括して先議したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、日程の順序を変更し、日程第3議案第8号 日程第10議案第15号と一括して先議をすることに決定しました。

◎日程第 3 議案第8号教育長の給与、勤務時間、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例の制定について

◎日程第10 議案第15号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（波岡玄智君） 日程第3 議案第8号及び日程第10 議案第15号を一括議題とします。

本案について、提案に説明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 議案第8号教育長の給与勤務時間休暇等及び、職務専念義務の特例に関する条例の制定について及び、議案第15号特別職の職員で非常勤のものの報酬

及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定については、関連がございますので、一括して提案の理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、平成26年6月の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、教育委員長と教育長を一本化した新たな教育長が設置されることにより、教育委員長制度が廃止され総合教育会議の設置や教育に関する大綱の策定などを内容とする新たな制度へ平成27年度4月1日より移行されることから、新たな位置づけが設けられた教育長の勤務時間、その他の勤務条件を定めるため教育長の給与勤務時間休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例の制定と特別職の職員で非常勤のもの、報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正するものであります。

なお、改正法附則第2条では経過措置が規定され教育長の任期である平成29年1月31日までに限りなお従前の例により、在職することとされております。

議案第8号教育長の給与勤務時間休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例の内容は、第1条では本条例の趣旨として、第2条では給与月額支払方法及び、その他の給与について。

第3条では旅費等に関し副町長相当額とし、第4条では勤務時間休暇等について、第5条で職務に専念する義務の免除について定めており、附則で現行条例である浜中町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の廃止をするものであります。

議案第15号特別職の職員で非常勤のもの報酬及び、費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の内容は、教育委員長制度の廃止に伴い、別表における委員長に該当する区分を削除するものであります。

なお、両案とも改正法の施行の日である平成27年4月1日から施行するものでありますが、先に申し上げましたとおり改正法による経過措置の規定により、教育長の任期である平成29年1月31日までこの条例による改正後の規定は適用せず、改正前の規定を適用するものであります。

以上、提案の理由をご説明いたしましたので、よろしくご審議くださいますよう、お願い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） これから、議案第8号の質疑を行います。

10番加藤議員。

○10番（加藤弘二君） 今日は第14号議案が目当てで傍聴に来ている方も大ぜいおられますので、審議時間をなるべくこの部分では早く終えるようにしたいと考えてい

ます。

質問は昨年6月の国会において教育委員会制度が改定になりまして、それがこちらの市町村までやってきて、昨年その条例もこの議会で提案されたと思います。それで今まで教育長は町長からの任命で議会の承認を得て、そして教育委員として承認を得て教育委員会の中で、教育委員の互選で教育長が選任されるという形になっておりましたが、今回教育委員長というのが無くなりました。その辺の組織がこういうふうに変りますと、任命はどうなって、罷免はこういうふうに変りましたということと、以前の教育委員会と、今回の教育委員会教育長、この辺の権限みたいなものが教育委員会そのものの内容が、以前と大きく変わるものなのかどうなのか。基本的な部分について述べてもらいたいと思います。以上です。

○議長（波岡玄智君） 管理課長。

○管理課長（工藤吉治君） まず、この法律の法改にあたった経緯について簡単にご説明申し上げます。

この法律の改正にあたった経緯については、大津市のいじめ事件があります。まず教育の政治的な中立性または継続性、安定性を確保しつつ地方教育行政における責任の明確化、または迅速な危機管理体制の構築、さらには省庁の連携の強化を図るとともに町に対する国の関与の見直しを図るために、地方教育行政の法律の一部改正がされたものであります。

この法律の概要について大きな4点あります。1つ目としましては、教育行政の責任の明確化、その中には教育委員長と教育長を一本化した新たな責任者、新教育長を置くことと規定されております。

また、今までは教育長の前の教育委員に対しまして、町長が議会に提案をしまして議員おっしゃりましたとおり、教育委員会の中で教育長を任命しておりまして、このことから新しい法律の中では教育長は町長が議会同意を得まして、直接任命、罷免を行うことができる法律が改正されております。また教育長の任務につきましては、教育委員会の会議を総理し、教育委員会を代表することとなります。

また教育長の任期につきましては、今までは4年となっているところを3年とするというものの規定と教育委員につきましては、従来どおり4年間というものの規定をされております。

また教育委員から、教育長に対しまして教育委員会議の招集を求めることが規定され

ております。それが1つ目の教育行政の責任の明確化の部分であります。

2点目としましては、総合教育会議の設置または大綱の策定であります。町長は総合教育会議を設ける会議は町長が招集し町長教育委員会により構成される。町長は総合教育会議において、教育委員会と協議をし教育基本法第17条に規定する基本的な方針を参酌して、教育の振興に関する施策の大綱を作成することと定められております。

また会議では、大綱の策定と教育条件の整備などを重点的に講ずべき施策、緊急の場合には、協議詳細を行うことが規定されております。

3点目としましては、国の地方公共団体への関与の見直しがあります。いじめによる自殺の防止など、児童生徒等の生命または身体への被害の拡大または発生を防止する緊急の必要がある場合に、文部科学大臣が教育委員会に対して、指示が出来ることが明確化されたものであります。

その他としましては、先ほど町長の提案にもありましたけれども、現在の教育長は委員としての任期満了までは、従前の例により在職することの規定が盛り込まれております。また政治的に中立性、継続性、安定性を確保する為、教育委員会を引き続き執行機関として職務権限は従来どおりとなっておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（波岡玄智君） 加藤委員。

○10番（加藤弘二君） 今回の説明で教育委員長というのは、教育委員会からはなくなると。それで教育委員長は今まで戦後ずっと公選制の時代もあったと聞いているのですが、選挙で選ばれて教育委員と、そして浜中町の場合は民間の教育委員会から教育長が選出されました。教育委員会の責任者は教育長ということになる訳ですが、そこは先ほど言われました教育問題の総合的な会議があります。町長と教育委員会の間に、その会議があって、その会議には町長も参加するという事になれば、町長と教育長の教育問題にかかわる責任はどこにあるのかということと、後は行政でずっと来ますから、文部大臣から道の教育長から町に真っすぐ来るといふ、国で行政で決めたらやっぱり入ってくるという事では、少し心配で危惧する部分があるのですが、その点はどうなのかという事で答弁願います。

○議長（波岡玄智君） 教育長。

○教育長（内村定之君） 今回の教育委員制度改革に関わっての条例提案でありますけれども、議員おっしゃるとおり教育委員会制度は昭和22年戦後直ぐに今の現行の教育委員会制度ができて、一時期公選制で教育委員さんが選任されていたと。

それで昭和30年代初期に民間の方から、教育委員さんを選んでいただいて、今の委員会制度がそれからそのままずっと継続していると、今この教育委員会制度改革の背景には、先ほど課長の方から説明があったとおり、責任の明確化といういわゆるいじめに端を発して生徒が自殺をした段階で、教育委員会の委員長あるいは教育長どちらにどういった責任があるのかということが明確化されていないと、そういった部分で市町村の公共団体を問うか首長にもそういった一定の権限それを付与しようと、そういった中で国から色んな自殺なりした場合には、一旦教育委員会でそういったものは当然、今の教育委員会の執行機関の権限はそのまま継続されてきますので、その中で町長としっかり協議をしながら進めていくと、それに総合教育会議と、総合教育会議の中にはしっかりとした大綱ですとか色んなものを決めていこうと、そういった形でこれから新しい制度が進んでいくという状況であります。

○議長（波岡玄智君） 他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。

この際、暫時休憩します。

（午後12時 2分）

（午後 1時00分）

○議長（波岡玄智君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これから、議案第15号の質疑を行います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第8号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第15号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第8号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第15号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第15号は、原案のとおり可決されました。

○議長(波岡玄智君) お諮りします。

日程の順序を変更し、日程第15議案第20号を、日程第4議案第9号ないし日程第6議案第11号と一括して先議したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、日程の順序を変更し、日程第15議案第20号と日程第4議案第9号ないし日程第6議案第11号と一括して先議をすることに決定しました。

◎日程第15 議案第20号浜中町立保育所条例の一部を改正する条例の制定について

◎日程第4 議案第9号浜中町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

◎日程第5 議案第10号浜中町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

◎日程第6 議案第11号浜中町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

○議長(波岡玄智君) 日程第4議案第9号ないし日程第6議案第11号及び日程第15議案第20号を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 議案第9号浜中町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例、議案第10号浜中町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例、議案第11号浜中町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例、議案第20号浜中町立保育所条例の一部を改正する条例の制定については関連がございますので、一括して提案の理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、平成27年4月1日に施行される子ども・子育て支援法、就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う、関係法律の整備等に関する法律の子ども子育て関連3法と、それに伴う児童福祉法の改正により、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準について、市町村条例に定めることとされました。

また、保育所の規定が日々保護者の委託を受けて、保育に欠けるその乳児、または幼児を保育することを目的とする施設から保育を必要とする乳児、幼児を日々保護者の元から通わせて保育を行うことを目的とする施設に改正されたことから、本条例の制定が必要となったものであります。

浜中町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の内容では、第1章総則において、条例制定の趣旨、用語の定義、一般原則、第2章では、特定教育・保育施設の運営に関する基準、第3章では、特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めております。

浜中町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の内容では、第1章総則において、条例制定の趣旨、用語の意義、最低基準の目的等、第2章では家庭的保育事業の設備、職員の基準や保育の内容、第3章では、小規模保育事業の区分毎の設備、職員の基準等、第4章では、居宅訪問型保育事業の設備、職員の基準等、第5章では、事業内保育事業の利用定員の設定や設備、職員の基準を定めております。

浜中町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の内容では、第1条において条例制定の趣旨、第2条では用語の意義、第3条以降、第21条までは事業の一般原則、設備、職員の基準、開所時間及び日数等を定めております。

なお、これらの条例で定められた基準は、国の示した基準と同様となっております。

浜中町保育所条例の一部を改正する条例の内容では、第1条中、保育に欠ける乳児、幼児、その他の児童の保育施設としてを、保育を必要とする乳児・幼児、その他の児童を日々保護者の下から通わせて保育を行う施設としてに改め、保育所における保育の基準については、条例委任が廃止され、子ども子育て支援法施行規則、平成26年内閣府令第44号に規定が設けられたことから、第4条を削除するものです。

これらの条例は、何れも平成27年4月1日から施行するものとしております。

以上、提案の理由をご説明いたしましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） これから、議案第9号の質疑を行います。

1 番田甫議員。

○1番（田甫哲朗君） 解らないので教えて欲しいのですが、家庭的保育事業者についてですが、いわゆる保育ママという認識かと思うのです。こういう条例が町で制定する以前から、要するに知り合いの方の近所のお子さんを、ある程度の報酬をいただいて保育をする方々が居られたと思うのです。この条例は、そういう方々のことと捉えてよろしいのでしょうか。

○議長（波岡玄智君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（伊藤敦子君） 今までの保育ママにつきましては、ある程度の基準の中で定められておりましたけれども、この度、法例の中できちんとした基準を持って、町村の認定を受けることになったということでございます。

○議長（波岡玄智君） 田甫議員。

○1番（田甫哲朗君） ここに書いてある、例えば223ページですが、一般原則というところの補助3番です。

例えば、要するに定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表するとなっているのですが、これは評価する機関というのは浜中町になるのかということ、それと3点ほどあるので、まとめて教えてください。

225ページ、ここの食事ですが、文言を読むと当該家庭的保育事業所等の調理設備またはとなるのですが、これは一般の家庭で預かる訳ですから、台所2つある訳ではないだろうから、普通の通常のキッチンの調理を作って良いということなのかという点。

それと228ページ、最後苦情への対応というところで、苦情を受ける為の窓口を設置すること、というふうになっているのですけれども、これはどういうことか。具体的に認定した行政という意味なのか。この3点をまとめて説明いただきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（伊藤敦子君） 評価をするのは町かということでございますけれども、認可するのが町になりますので、定期的にある程度の評価をするということになります。

それと調理の設備ですけれども、一応の基準が設けられておりまして、ある程度の様式に沿った形で申請をしていただくことになりますので、その基準に合えば調理機関として認められるということでございます。

それは、それぞれの家庭的保育事業の中で基準がある程度決められておりますので、その基準に沿った形で例えば、きちんとした衛生面とかの対処がなされていれば認可されるということでございます。苦情への対応ですけれども、苦情がある程度町の方でも受けましても、その施設その施設で、きちんと苦情を受けるところを定めて、誰が受けるという窓口でありますとか、町でも施設の苦情を受けの窓口を設けるということになろうと思います。

○議長（波岡玄智君） 他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第10号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第11号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第20号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第9号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第10号の討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 討論なしと認めます。

これから、議案第11号の討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 討論なしと認めます。

これから議案第20号の討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 討論なしと認めます。

これから、議案第9号の採決をします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

これから、議案第10号採決をします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第11号の採決をします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第11号は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第20号の採決をします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第20号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第 7 議案第12号浜中町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について

◎日程第 8 議案第13号浜中町地域包括支援センターの包括支援事業の人員等に関する基準を定める条例の制定について

○議長(波岡玄智君) 日程第7 議案第12号及び日程第8 議案第13号を一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(松本博君) 議案第12号 浜中町指定介護要望支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る、介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について、及び議案第13号浜中町地域包括支援センターの包括的支援事業の人員等に関する基準を定める条例の制定については関連がございますので、一括して提案の理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、介護保険法の一部が改正され、厚生労働省令において定められている、指定介護予防支援等の事業の人員等の基準について、市町村条例に定めることとされたことから、本条例の制定が必要となったものであります。

浜中町指定介護予防支援等の事業の人員及び、運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の内容では、第1章総則において、条例制定の趣旨、用語の定義、基本方針、第2章以降第4章までは、人員や運営に関する基準、介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準、第5章では、基準該当介護予防支援に関する基準を定めております。

また、浜中町地域包括支援センターの包括的支援事業の人員等に関する基準を定める条例の内容であります。第1条において条例制定の趣旨、第2条において用語の意義、

第3条において基本方針、第4条において職員に係る基準及び員数等を定めております。

なお、これらの条例で定められた基準は、国の示した基準と同様となっており、いずれも平成27年度4月1日から施行するものとしております。

以上、提案の理由をご説明いたしましたので、よろしくご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（波岡玄智君） これから、議案第12号の質疑を行います。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第13号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第12号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第13号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第12号の採決をします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第12号は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第13号の採決をします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第13号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第14号浜中町役場の位置を定める条例の一部を改正する条例の
制定について

○議長（波岡玄智君） 日程第9 議案第14号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 議案第14号浜中町役場の位置を定める条例の一部を改正する条例の制定について、提案の理由をご説明申し上げます。

本条例につきましては、浜中町役場庁舎の移転建設について、位置の変更を伴うことから、その一部について改正を行おうとするものであります。

私は平成26年度町政執行方針で、防災センターの機能を備えた新庁舎の建設について、本年度より準備に向けた検討作業を進めるという方針を示しました。平成26年4月、副町長を座長に職員で構成する新庁舎建設準備検討会議を立ち上げ、以降5回の会議が開催された後、同年9月1日検討会議より、町長に対し防災センターの機能を備えた浜中町役場新庁舎の建設に関する中間答申がなされました。

この中間答申では、特に新庁舎の建設場所は霧多布地区湯沸山、現庁舎所在地裏の高台であります。望ましいと答申がされました。9月11日の議会全員協議会におきまして、委員の皆様はこの中間答申の内容についてご説明するとともに、10月より開催されるまちづくり懇談会におきまして、町としての素案を町民の皆様にお示しし、率直に意見や提言をいただくこともお話しさせていただいたところであります。

その後、10月14日から11月28日まで開催したまちづくり懇談会におきまして、町の素案に対し、参加者よりいただいた意見・提言は、特に建設場所につきましては、賛否両論がありました。

また、12月15日には農村部の11の自治会の連名で、浜中地区に庁舎を建設すべきとの意見が付された要望書の提出があり、私としては非常に重いものとして受けとめた次第であります。

12月定例会におきましては、2名の議員の方より新庁舎建設に関する一般質問をいただいております。議員の皆さんとは、これまで数度にわたり議会全員協議会におきまして、新庁舎建設に関して議論をさせていただいてきたところでございます。検討会議

は、平成26年12月以降、更に3回の会議が開催され、平成27年度2月10日、検討会議より町長に対し、防災センターの機能を備えた浜中町役場新庁舎の建設に関する最終答申がなされたところであります。

この度の提案は、私が掲げる災害に強いまちづくりを一層推進するために、防災センターという防災中枢拠点を備えた新庁舎を建設し、町民一人ひとりの命をしっかりと守るという使命を全うする、私の強い決意であります。

さらに、本町の将来に向けた行財政運営に対しての負担軽減を図るため、新庁舎建設には緊急防災・減災事業債という有利な制度を絶対に活用したいという思いであります。しかしながら、制度の措置期限が平成28年度末となっており、この制度を活用するためには、時間的な余裕は全くないと私は判断したところでございます。

何卒、提案に至った私の強い思いを議員の皆様にご理解いただきますよう強くお願い申し上げます。

提案の内容をご説明申し上げますと、役場庁舎を移転建設するにあたり、地方自治法第4条第1項の規定により、その位置を浜中町湯沸445番地に改正するものであります。

また、同法第4条第3項の規定により、条例の改正を行う場合は議会の同意を得ることとなっております。

なお、本条例の施行期日は、新庁舎竣工の日となることから、規則で定める日から施行するとしております。

以上、提案の理由をご説明いたしましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） これから、議案第14号の質疑を行います。

10番加藤議員。

○10番（加藤弘二君） 議案第14号について質問いたします。

私は、この案が提案されて非常に驚きました。それは1つの案しか出て来なかったからであります。大したことをするもんだなと思いながら、防災対策室そして企画財政課を日参しました。私の判断は早かったです。1ヵ月経つか、経たないかのうちに私は結論を出すことができたし、多くの仲間もそれは海のことだから海の人で良いんじゃないかと、海の人が望むことで良いんじゃないかと。

ただ、今後それが正しかったのかどうかについては、大きな津波が来てやられた時に

その結論が良かったのか悪かったのか解るのではないか、ということに落ち着きながらも、それでもなおこの件について地域を回って歩いたのが現状であります。

この件につきましては、議員全員による協議会で5回に亘って町理事者から詳しく説明があり、私は十分理解しております。昨日、今日の一般質問で賛成の側から質疑が出なかったのが十分理解に至ったと、何の疑念もなく町長案に賛成出来るという立場が確立していたからだと思います。

それで今まで質問が出なかった部分について、私は質問をしたいと思います。1点目は、町内に住む後援会の応援している方で、忙しくて中々話ができなかった人とやっと話し合うことができました。彼はそんな危ない所に建てて良いのか、茶内の方が良いと言いました。霧多布に住む人たちにとって避難道を新しく建設することや、何よりも犠牲者を出さないために、対策本部となる役場が湯沸山に建つことが最適だと主張しましたが、その方とは平行線でした。10分か15分語り合いましたが、最後に湯沸山の海拔15メートルに土台をおいて建設をするというのが、津波が来ても大丈夫かと彼は言いました。私は大丈夫、間違いないとさっぱりと答えました。相手はそれなら解ったと言いました。もし町長が同じ質問をされたとするならば、どの様に答えますか。

○議長（波岡玄智君） 町長。

○町長（松本博君） 町長としては、間違いなくその高台に避難できれば大丈夫と答えたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○10番（加藤弘二君） 2点目の質問ですが、庁舎の移転に関しましては、今町長が述べられましたように議員の3分の2以上の賛成が必要という条項があります。今の時点では、これが可決できる状況にはありません。もしこれが否決されたとしたならば、町長は今後どのように考えますか。

3点目の質問は、町長案に反対している人たちは庁舎を浜中市街に建てると言っていますが、未だに対案が出てきません。もしも想定以上の津波が来た時に役場の機能が果たせないのではないかの一点張りで、ただただ町長案に反対するばかりです。

それで私は、初めの段階から浜中市街に庁舎を建てることは相応しくないと行ってきました。しかし反対する方々は、具体的に浜中市街に庁舎を持って行って避難する時にはどうするんだ等の対応が最後まで対案が示されませんでした。これでは議論するにも材料はありません。それで反対する人達が具体的な理由を示しながら浜中市街にこうや

って建てるんだという案が出なかったのか。浜中町が最初から浜中市街は相応しくないと言っていたその理由を、もう一度ここで示していただきたいと思います。

次に4点目は、湯沸山に町長提案の役場庁舎が建つことになれば、実際に町長提案された位置を決めるかどうかですが、そういう建物が建つということになれば、今から楽しみにしています。この庁舎は町民にとってどんなふうを受け止められることになるかと、こういう議論は場所の問題だけではなく庁舎が建つことによって、この町はどう変わるんだという議論は一度もやったことがありません。

それで4点目の質問は、新庁舎を建てるに当たって町はどんな夢を持っていますか。まず私の夢をお話したいと思います。私の夢はこれから役場庁舎が建設されます。その庁舎は湯沸の山あるいは中腹に遠くから見てもくっきりと見ることができるでしょう。それは津波対策のシンボルとなるでしょう。遠くからでも近くからでも見える訳であります。いつ津波が来ても何処に居ても海の上で昆布採りをしている時でも、お風呂に入っている時でも台所で天ぷらをあげている時でも今地震、大津波が来たらどうするかと、この辺の浜の住民は、今津波が来たらと時々思いながら生活していますが、そのシンボリックな庁舎の建設がされるならば、更に防災意識も高まって、それぞれが家族を守り、住民同士が助け合って避難できるように考える町のシンボルとして、新庁舎が新しい意味を持って誕生するのではないかと思いますがいかがでしょうか。

先ほどの1点目の質問に対して、私も大丈夫だと答えますという事ですが、数字的にこうだということを示すものがあれば答えてもらいたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（野崎好春君） まず1点目の高台に上げることの数字的なことですが、現在の浸水区域で示されている数字では、霧多布地区は15.8メートルの津波ということになります。これは海の面から15.8メートル、例えば役場庁舎の場所でいくと13.8メートルということになります。現在考えている場所的なものについては、最低15メートル以上の高台に建てるという事で、現在まで想定されている最大限の津波にも必ず耐えられる施設ということで現在考えております。

○議長（波岡玄智君） 町長。

○町長（松本博君） 最初の質問に、この条例案が否決されたらということのご質問から始まっていますが、決して否決されるために提案した訳ではなくて、しっかり受け止めてもらいたいという気持ちで町長は出しています。余り考えたくないことであ

りますけども、もしこのことが否決ということになってくると、やはり新庁舎が建設できないということになると思います。非常に残念だと思っております。

町長の仕事というのは、町民の命を守ることだと思っておりますし、その事が出来ないということになってくると、これからその対策もしっかり模索して行かないとならないと思っておりますし、それから町職員だって町民です。町民の命を云々ということになってくると大変危ないところに居りますから、危ない事もしてもらいますから大変申し訳ないと思っております。

防災センターだけということも考えられると思っておりますけれども、これは庁舎と一体となって機能が発揮されると私は思っております。そんな意味で一緒にやってもらいたいと思っております。

それと次に、浜中市街での新庁舎の建設について、どうなのかということのご質問でありますけれども、この検討会議でも庁舎建設に当たっては、浜中・茶内も含めて検討されたものであります。

仮の話になりますけれども、津波対策だけに関して言えば、まず地震が起きて津波避難勧告警報を含めてでありますけれども、入った段階では災害対策本部を立ち上げて非常配備体制をひき、職員を集めて、そして最初に海岸地区の住民の皆さんに防災無線、これは避難勧告も含めてでありますけれども、それをやらないといけません。そして水門、陸閘の閉鎖を最優先にしてやらなければならない仕事があります。その為の職員が必要であります。町長含めて職員は、この対策をとるのでありますけれども、仮に浜中に建てたということになってくるとこの対策に町長も含めて、霧多布地区に行けないんです。行ったら駄目だということになりますから、そうすると私としては大変厳しいことになるし、逆にそこで対策本部を作るということになってしまう。対策本部を作ると言ったらどうなのかと言ったら、私の側に居て欲しいのは防災対策室が一番近くに居て貰いたいと、そこと連携しなければいけないと思っておりますから、その人たちがもし霧多布に居たとすれば、電話でしか出来ないという状況になりますから、希望的には北海道庁でもそうですけれども、知事は今3階に居るんです。危機管理室も3階です。危機管理室と知事というのは、そういうことを含めて常に対策ではなく国でもそうだと思います。そういう意味では危機管理の方が一番近くにいるというのが基本だと思っておりますから、そういう意味からすると大変厳しくなるのかと、もし仮に浜中に防災対策室を持つてくるといことも不安なところもあります、それは仮の話ですから解りませんけれど

も、そういうふうには思っております。

それとやはり今、霧多布小学校の子ども達、霧多布保育所の園児、更には浜中診療所に入院されている患者の方含めて、その方々を助ける支援もしないとなりません。何回も言っていますけれども、約100名近い職員がそういう支援も含めて必要だということを行っていますから、もし仮に霧多布支所を造るとすれば、霧多布支所がこれは極論かも知れませんが支所に100名、本庁に逆に少ない人数が浜中になるのかなと思っておりますから大変難しいと思っておりますところでもあります。

あくまでも町長と防災対策室が一体とならないといけないと思っておりますけれども、そのことが難しいと思っております。それとまちづくりの観点含めてのお話ですけれども、私はやはり、この町は第一次産業の町でありますから、その第一次産業の振興なくしてまちづくりは語れないと思っております。このまちづくりの柱となる産業振興、酪農、漁業、林業含めてしっかりやっていくのが、まちづくりだと思っております。

そして次に、災害に強いまちづくりといいますか、その視点もしっかりあるんだろうと思っております。東日本大震災以降、十分とは言えませんが、多くの対策を行って来ています。これからもその対策に向けて、出来る限りのことをやらないといけないと思っておりますし、それを続けるのは任務だとそういう考え方でおります。

それと今回26年度の補正予算の中で、地域創生関係の予算が付いておりますけれども、まちづくり含めてこの制度を活かして、これからまちを作っていくというお話であります。ただ今までそのことについてはずっとやって来たんです。

ただ、お金がなくてそこまで十分出来なかったことは事実でありますけれども、今までやってきたまちづくりを、これからも強化していかないといけないと思っておりますから、今までのまちづくりについて変わってはいませんが、財政で財政の負担があるとなれば、もう少し進んだ対応ができるかと思っておりますところでもあります。

それと最後に、この庁舎が出来たら考え方といいますか、それについてもご質問がありましたけれども夢だとかそうではなくて、町長としては、ここの火防線通りを真っ直ぐ上がって行くという1つの立派な避難道路が庁舎建設に向けて出来るんです。これが出来たら、先ほど最初に回答しましたけれども、そこまでかき上がれば命は助かるということになりますから、しっかりした道路を造ってもらう、これが出来ることとなります。

そして多分、今、私が居る町長室をぶち抜いていく道路だと思いますから、そういう

意味からすると、この道路が一番大切かなと思っています。そして皆さん方は新庁舎めがけて避難する、そして避難したら命が助かる、そういう施設になるんだと思っています。そして被害を受けたとすれば、その復旧復興に向けて今度はその庁舎が砦になると思っています。そしてここから復興が始まっていくと思っています。そういうことで、私はそういう形で信じるといいますか、そういう方向で持って行きたいと思っていますし、これが町長の今の思いであります。以上です。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○10番（加藤弘二君） 今の答弁で理解致しましたが、今の町長の答弁を聞いて、本当に何とかこれが議会で通ることを望んでいる訳でありますけれども、それが中々通っていかないという現状では、私は津波被害があったらどういう状況になるかというのを、小さい時からずっと浜で津波にも合いながら、厚岸で家族共々小学生4人連れて厚岸小学校に移って来た時にも、本当に1年に何回か6年間の中で津波があって、私は寝ている時でも家族を起こして、ちょっとした中学校の高台に避難いたしまして、避難が解除されるまでそこに居ました。5回か6回行ったと思います。

子ども達が誰も避難していないのにどうしてうちだけ逃げるのかと、津波が来るかも知れないからだ、そうやって家族で津波はそういうものと言ってやってきたんです。

私自身、この揺れなら大丈夫、この揺れだったら逃げないと行けないと、釧路沖地震や東方沖地震では揺れている間に逃げました。そんな経験を持ちながら、今回の津波対策を兼ねた庁舎を建設するということでは、私が議員としてこの議会にたまたま参加していたということは、とても私は一人の人間として役立つ議員かと思いつながりながら参加してきました。

浜中町は地震に強いまちづくりということで、16年前の小林章町長が突然執行方針の中で述べまして、それが災害に強いまちづくりとなり今日に至ってきているんです。そういう中で、言葉づらだけではなくて、浜中町の今の対策室を中心にしながら山の災害にあたって、海の災害にあたって、集中豪雨やあるいは落雷もあったこともありましたがね。町内の全ての災害で浜中町役場の職員は、それぞれの持ち場で洪水の場合はどうだとか、本当に電話で連絡を取りながら迅速にやっていました。そういう姿を私は見ているので、3.11の時もいち早く席を立ったのは、ここに居られる理事者初め防災関係の担当者が急いで行きました。私はあの時に本当に信頼しました。浜中町役場職員というのは、防災対策に関しては、計画も組織づくりも行動も三位一体揃った行動が

なされているということで、私自身他は知りませんが、日本一の職員だと思っています。つい3日程前、大風が吹き、私の体感では風速25メートルだったと思います。私の家の屋根も飛ばされそうになり役場に飛ばされそうだと電話しました。そうしたらもう飛ばされた家があるということで、消防と合同になって消防は飛ぶ屋根を押さえて、役場の職員も副町長も中に入って、避難する人を4区の町内会の会館に避難させるこういうことを、どんな災害の時も町長、副町長が先頭になって走っているんです。こういう姿を議員の皆さん見えていますか。

私は災害がある時には必ず、竹内議員と共に山はどうだ、海はどうだと連絡を取り、町とも連絡を取りながらやっています。だから浜中町の防災に対する取り組みというのは、本当に良く知っています。役場それから自治会等と共同してやっていると、そういうのを見ていないと、役場の職員は専門家ではないのにみたいなことになる訳ですけども違うんです。この町の災害について最高の専門家はこの人たちですよ。

私は、そう理解しながら共に役場の職員や地域の人々と力を合わせて、災害の対策をやってきましたけれども、今回、要望書も出されて意見を述べて欲しいということもありましたが、先ほど町長が答弁されているので、それで良いと思いますけれども、私がここで再度町長に質問したいことは、今回の役場建設にあたっては、午前中の11番議員さんの本当の気持ちは、庁舎というのは町の中心にやるべきだと経済の面でも何の面でも。そういうのがあるんだと避難場所は今すぐ建てても良いけれども、庁舎は急がなくても良いじゃないかという意見もありましたが、私は初めからそういうところに平常の場面での霧多布か浜中というような選択を、今の時点ですべて出してくるのは、おかしいのではないかと思っているのですが、5人の議員さんが出した要望書にもそのような内容が書かれてありましたが、これについては再度どういう要望書に対する考えが、どうであるのかという事で述べてもらいたいと思います。

それから4点目の夢を語ってもらいたいという事を話しましたが、町長は避難に対して、堅実的な道を選ぶ、これが今一番の自分の気持ちだと、こういう建物ができたら観光的にどうだと、ただ今回の目的が一貫しているように避難所と避難道、それらがきちんと完備されて、皆の命が救われることが一番の夢だという事が解りました。

以上です。

○議長（波岡玄智君） 町長。

○町長（松本博君） 要望書含めてありましたけれども、要は新庁舎と別々にという考

え方、要望としては最初からありましたから、防災の避難施設とかセンターとかそういうのは大切なところだから、それはしっかり霧多布でも良いというお話であります。

ただ新庁舎については別だという要望であります。そんな意味からすると、今町長として考えているのは防災機能を持つセンター含めて、その機能を持つということで役場庁舎を考えていますからセットで考えているんです。

このセットがもし避難施設だけだったら、大きい小屋を造れば良いだけです。それこそ、そこしか出来なかったら大きい建物が見えるというだけの話ですけども、今考えているのは庁舎機能を備えたといいますか、庁舎もしっかりその中に入って行って、そのことも含めてやるという中身ですから、あくまでも町長の考えとしてはセットで防災機能を備えた、そして防災の中樞を担う役場庁舎だというふうに思ってもらいたい。

その中には当然、防災無線もありますし、それから津波ステーション、防災機器を取り扱う施設も含めて全部での話でありますから、そういう考え方で今いるところです。

○議長（波岡玄智君） 他にありませんか。

1 番田甫議員。

○1番（田甫哲朗君） 昨日の一般質問でも大まかな点について、質問させていただきました。望む答えがいただけなかった点もあります。ただ、今の10番議員の質問を聞いていまして、3回までは権利がありますので3回までは立とうと思っております。

まず1点目、庁舎を建設するに当たっては、この緊急防災減債事業債しかないんだと、この有利な起債がなければ庁舎の建設というのは、望めないというお考えで私もそう思っています。それで今回28年度まで延長になりました。それで慌てて動いたという話ですけども、そもそもこういう制度がありますよというのが、浜中町ではいつ解っていたのか、まずその1点。

それと避難道整備です。前回の一般質問でやらせていただいておりますけれども、避難道の整備というのは真っ先に大事だと、車での避難がどうしても必要になるので、霧多布の町には、もう一本避難道というのが必要ですよと、どう思いますかということで、庁舎とは別なものと考えてはどうですかという質問をさせていただいております。

そこに至ったというのは、そもそも前回、前々回の時に要するに霧多布市街地からは、何処からでも徒歩で想定時間内に避難することが可能だという事で、庁舎の問題が出る前に徒歩での避難道を整備するという調査設計を挙げられて実施されております。

それでも車での避難が優先だから、僕は必要だと思ったので前回質問していますし、

ただ、この庁舎の移転問題が出てきたので避難道が整備できますという話は、私は全く別のものだと思います。まずその点の観点も質問いたします。

それと海岸地区とおっしゃいますから、散布から仙鳳趾、恵茶人まで全部含めて海岸地区という説明でありました。この海岸地区住民の生命を守るには、防災庁舎はここできなければ駄目だというのはどういう状況ですかと聞いた時に、目視できるか出来ないかが一番大事だとおっしゃいました。何度も申しますように、3.11を経験してから、L1の通常の話をしているのではないというのは、前回も言いましたけれども、あれを経験してから目視で判断できることというのは、具体的に何なのかと僕は考えました。それでも自分では答えが見つかりません。だから0か100じゃないんです。さっき言ったように分けることによって、今の通信技術があるのであれば、我々反対している側が言う役場庁舎は将来のまちづくりに関わることだから、今一度この防災対策しかないのかという観点で質問も何回もさせてもらっていますけれども、その点については、今も変わりませんか。この道しかない方法しかないという考えでしょうか。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（野崎好春君） ただいまご質問の緊急防災減債事業債の財源、いつ知ったのかということでございます。私も私なりに常に勉強させていただいております。

この財源については、震災復興後、国家公務員の給与の減額分を早急に復興に当てるということで、24年に創設されております。その後については、緊急にという事で、2年間でこの制度が終わると、更に先ほどの一般質問でもお答しておりますが、3年間の延長を更に進めてきたということでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（波岡玄智君） 防災対策室長。

○防災対策室長（小原康夫君） 避難道の件についてお答え致します。平成25年度に実施しました調査設計については、役場裏からゆうゆまでの当時、役場裏から上る部分がありまして、そこからゆうゆまで繋がる道がない部分も含めての調査設計を行いました。

この調査設計については、当初から徒歩での避難を想定の調査設計でございます。それで26年度実施しました部分は、役場裏から上った部分と、ゆうゆ側については徒歩での避難可能な道がございますので、その無い区間の420メートルについて26年度は徒歩での避難道を整備しております。

この際、この部分について車での避難が必要ではないかということで、12月の議会

の時にも必要ということで議員からも言われましたが、私も必要とは認めておりました。これは実は徒歩でというのは、車で想定した場合には途方もない事業費になるのではなかろうかという想定から、先ず霧多布地区で一区から水取場までの自治会さんが、各要望していました徒歩での避難が出来る箇所を作っていただきたい、という部分もありましたし、実際に徒歩でなら何とか上っていけるかなという確認の意味も含めての実施設計でした。

実際に役場裏から上る場合も15%という、一番きつい勾配で何とか一番遠い人が歩いてゆうゆまでの避難が時間内に完了できるという想定でございます。徒歩での避難については、実際に今小学校の横、上皇寺さんの横にも階段の避難道がございますが、霧多布の中央の役場裏に出来ることによって、今までは車では岬線の道道、それと町道の西通り2本ありましたけれども、これにプラス車に頼らず徒歩での避難が可能になるということで、徒歩での避難道として整備を進めさせていただきましたということでございます。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 副町長。

○副町長（松本賢君） 3点目の質問にお答えいたします。災害対策というのは机上での判断よりも、あくまでも現場の情報を最優先すべきだということできっと考えております。それで、防災センターと新庁舎一体的に町長も申し上げておりましたが、一体的に考えて湯沸山に建てるか高台に建てるかという考えについては、現段階では最善の方法だと認識しております。

○議長（波岡玄智君） 田甫議員。

○1番（田甫哲朗君） まず緊防災です。これは24年に直ぐこういう制度があるというのは分かっていたと、何で飛びつかなかったのか。今さらという話もありますけど、その状況になかったというのであれば、その時はどういう状況だったのか。

それと今の副町長の答弁で私聞いたのは、目視で判断して実際に目視したからこそ出来るという具体的なものを示していただきたい。自分なりに考えたけれども、解らないので示していただきたいのでお願いしております。2回目です。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（野崎好春君） この緊防災について、24年度知っていたのになぜ飛びつかなかったのか。これについては、以前議会でも何回も議論させてもらっています。

町長も、まず今は庁舎建設ではなくて緊急に避難を軸とした一時避難施設の確保や、

避難道あるいは備蓄品の確保これを最優先にしながら、もう少し時間をかけて財源を確保しながら庁舎はその次だということで、これは再三議会で議論してきたことだと思います。

ですから、今なぜ当時それに飛びつかなかったかと言われても、担当として中々答弁は難しいそういう状況です。それと災害対策上やはり現場で対応するという、これにつきましては、何回も議論をしていますけれども、例えば防災ステーション、ボタン1つでどこからでも閉められるだろうと結構これは何回も議論されています。ただ、やはりこの海岸地区で特に昆布漁の時期になると、500数十隻の小型漁船が一斉に昆布漁に出ています。これらの漁船を安全に避難させる為には、やはり現場での対応これをしてしないと絶対それは無理です。当然、霧もかかっていますし現場も見れません。

ですから、我々は時間がある限り例えば、琵琶瀬水門や奔幌戸あるいは新川水門の近くに行って、漁船の避難それを最優先にしながら、自分の身の安全を確保する、これを時間の無い中で職員は一生懸命現場で対応すると、こういう状況を仮に浜中市街等、そういうところに対策本部を作って、それが現場で対応出来るかと言ったら、まず私は不可能に近いと今でも考えております。

○議長（波岡玄智君） 田甫議員。

○1番（田甫哲朗君） それに関しては、昨日の一般質問でも各班の業務内容についてお尋ねしております。

今、企画財政課長言われたとおり、水門班これは絶対課長のおっしゃるとおりで戻ってくる船のぎりぎりまでは閉められないと、まさにその通りだと思います。ただ業者が説明するこの90人という体制、この体制がなければ守れないんだと再三おっしゃるので、その業務内容はどうですかと聞いた時に、例えば総務班についても、ここに書かれているだけではない、要するに他の対策にも当たらなければいけないんだと、だからこの人数は必要だというお答えだったと思います。

また、この体制をいつまで持続出来るんですかということについては、昨日答弁いただけなかったと思います。実際に、これから退職者も出て参りますし、もしそれはその時に以前個人的に伺った時には、それはその時にしっかり対応していくというお答えでしたけれども、ただ数年後には、そうなる事態が見えているのであれば、その時に対応するというのは如何なものかと思えます。

これは最後の質問ですので、再三私が疑問に思うことを申し上げているのですが、ど

うも噛み合えない。何かなと思って自分も考えました。聞くたびにこの500年間隔地震、まずこの規模についての考え方がやはりどうしても噛み合わないからです。だから道なりが公表したのはあくまでも想定であるという昨日の答弁でした。

あくまでも想定であって、実際はどういう状況になるかは解らないと、勿論そうだと思います。ただ、それは映像を見た限り何度も申しますけれども、それは想像は出来るんです。想像は出来た上で、我々が疑問に思うのは、その後はどうなんですかと、その後の対応は大丈夫ですかということに関しては、いつも返ってくるのは起きてからの話では無いんです。起きる前に守るのが第一だと、だからこれしかないんだというそこにまた回避してしまって、結局は噛み合えないといいますか、結局は歩み寄れなかった点がここです。

私もはじめ役場庁舎が湯沸山の上に建つことに疑問を抱く住民の一番の懸念は、やはりそこです。この状況、状態になった時に大丈夫なのかということがあります。これだけ質疑を交わしても噛み合いませんので、これに関しては無理なのかと思います。

それでこの点に関して、最後の質問をさせていただきます。答えられなかったら結構です。先ほど3番議員の一般質問でありました、4年経った今の被災地の状況を見て、仮に3.11の様な状況にこの町が襲われたとします。でも再び浜中町はこの霧多布市街を中心に復興していくんだと、その為に役場庁舎はここであるべきだというお考えであるのであれば、その様にお答えいただきたいと思いますし、仮の話にはお答え出来ませんよというのであればそれでも結構です。

○議長（波岡玄智君） 町長。

○町長（松本博君） 津波対策だけはこの防災計画という計画の中に、こうしなさいと書かれているんです。最初に書かれているのは、被害があったらどうということではなくて、津波が来る前にこのことをしなさいよというのが書いてあるから、その為に今庁舎建設だとか、人の命を助ける為に行動することになっています。その為に人が必要です。そこから始まっているんです。今議論してお話になっているのは、その後の復興の時にどうするんだというのは、この復興の話になってくると、もう何がなんでも復興していかないと思っております。どんな災害が起きたとしても。

今、仮に東日本大震災のものが浜中にも襲ってきたらということになった時には、同じことを言うと思います。十勝も含めて、チリの前の地震も、死者が出た時も含めて復興したじゃないですかこの町は。だから防潮堤も造って、そして今暮らしているんで

す。これからもそうだと思います。そしてもし大きな災害が来たとしても、やはり漁業者は戻ってくると思います。私はそう思っています。

それはその時はどうするんだとは言いません。可能性として私は多分また昆布を採りに来ると思っています。だから復興するんです。私はそう思っています。その為に作っていないんです。まず逃げることからです。命を助けるということが対象だと思います。その後、その対策が出来るんだろうと思います。

○議長（波岡玄智君） 7番川村議員。

○7番（川村義春君） 10番議員と重複する箇所があるかも知れませんが、私から町長に質問をさせていただきたいと思います。

本条例の提案に際しましては、町長提案理由の説明のとおり強い決意を持って提案したとこのように認識もしておりますし、庁内プロジェクトである新庁舎建設準備検討会の最終答申、それからまちづくり懇談会での町民の意見、提言そして議会での議論、これはもう5回、6回と内部で続けております。これらを踏まえて防災機能を備えた役場庁舎の建設を進める為に、役場の位置を改める条例を提案されていると私は理解しております。

しかし前段の一般質問、更には2月27日付で賛成される議員も出てくるかも知れませんが人数は言いません。数名の議員から出された庁舎建設に係る申出書、この中で言っているのは町民への理解が進まない、町民への説明責任がない、どうして町長がこの山裏に建てたいのか、その一点張りです。我々、地方議員は皆さんご承知のとおり町民の付託を受けて町民の代表として、町長に対して町民の考え町民の欲するものを提案したりするのが議員、逆に町長から答えたものを我々議員はきちんと報告するという義務がある訳です。これをきちんと果たすというのが、一番大事なことだと思っているんです。もし自分が説明出来ないのであれば町長のところに直接来て、私たちの地域ではどうも理解できないと、私がいくら説明しても地域の人たちは解ってくれないと、どうということなのか直接話を聞きたいので町長聞いてくれと、こういう活動をするのが議員活動の本来あるべき姿じゃないですか。

私は、その辺が一番大きな問題だと思っています。本条例についての議決事項、これは地方自治法に書かれております。地方自治法の第4条の2、これでは変更するにあたっては、住民の利用に最も便利のある地域を考慮しなさいと、いってみれば人口集中地域、あるいは学校や金融機関等です。多くの町民が住んでいるところを中心に便利な場

所にあると、これが一番だと言われている訳です。

ただ、この3分の2条項の次に第3項というものがあります。これが3分の2条項でもあります。これは法律的には場所を動かすというのは有効、法律的にはそうだと、これは私の解釈です。社会通念上の常識から言わせると、この役場所在地が地続きであって、山に上がると隣が湯沸という地続きでありながら変わるから、3分の2条項が適用すると言われますけれども、私は町長がもしこの場所から浜中なり茶内なりに庁舎を動かすこういう場合に、今まで築かれてきた先代の議員、町長、町民がこの地に庁舎があったこれを動かす時に本当に動かして良いのかと、そういうことでこの3分の2条項が適用されると、これは議員協議会でも反対されて皆さんの前では言いましたが、議事録にきちんと残しておきたいので、言わせてもらいますけれども、私はそういうことではないと思っています。法律的には間違いなくこれは議決案件ですから、やらなければならない。

ただし何回も言うようですけれども、社会通念上の常識この地域霧多布半島の中に居て、浜中という当時オタノシケという歴史的なことから言えば、砂浜の真ん中、榊町に戸長役場があって、それから便利な地域ということで霧多布に戸長役場も移されて延々と役場がこの地にあると、それで途中年度でこの庁舎の位置を定める条例が制定されて以来ずっとこの地だったんです。そういうことからして、私はそういう部分を咀嚼すべきだと思って発言もしてきました。それでいままでの議論から言いますと、この複数の議員さん方は本条例の議決については、反対される方が数名居る訳でもし万が一、否決されるということになりましたら、私はこの有利な起債も使えなくなるし、一生といただきますか、浜中に建てるにしても反対意見が出てきますし、もう北見市のように庁舎の建設は当分されなくなるであろうと思う訳であります。

そこで町長にお尋ねしますけれども、町長が一大決心し英断されたこの案が、仮にこの後否決された場合、事実上の不信任となり職員の信頼関係も失われることになり、その責任は重大であると思うけれども、今後の町長の責任のとり方といただきますか、庁舎建設に向けての対応をどうするのか伺っておきたいとこのように思います。

○議長（波岡玄智君） 町長。

○町長（松本博君） 今提案をしている最中でありまして。提案をしている時に責任の取り方と言われても、これまた困る話で、まず私としては、しっかり皆さんに何とかお願いいたしますというのが今の私の気持ちであります。その責任は終わってからの話にしても

らいたいと思いますから、質問にしないでもらいたいと思っています。以上です。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○7番（川村義春君） 私は本当に心配をしております。仮に否決された場合、私は次の定例会6月にある訳ですけれども、まだ2年間緊防災ありますから、使える期間がありますから改めて庁舎建設に向けての議案を出して欲しいと思いますが、どうでしょうか。

その間に先ほど私言いましたように、その地域に積極的に入ってきちんと説明して意見を吸い上げる、そういうことがあっても良いのかと思いますが、まずは私は、それぞれ地域から出られる議員が、きちんと議員としての責任を果たす。これが一番だと思いますが、その辺も含めてお答えいただきたいと思っています。

○議長（波岡玄智君） 町長。

○町長（松本博君） ご質問では、あくまでも前提が否決されての話だというふうになって回答も大変暗くなりますけれども、何れにしても、今否決されるとすれば建たないということになりますから、そういうことからすると、先ほども答弁しましたけれども、町民を守れないという、私としては今その視点に立ちますから、どうしたら守れると責任のことも含めてですけれども、守れないとすれば後は何が出来るのか、何か道があるのかということも、今議員が言われたことも含めて、あらゆることを想定して今後に臨んでいきたいと思っています。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○7番（川村義春君） 1つ提案しておきたいと思っています。この3分の2条項をクリアする方法があるんです。これは現在地に建てることです。もうそれは予算案として調査設計費を追加議案でも良いですから、今回の追加議案は無理ですね。6月でも5月の臨時議会でも良いと思うのですけれども、現在地に建てるそういう提案をしたら通りますよ。

調査設計費用もかかりますし、但し予算的にも鉦路市のように防災庁舎ですから30億円掛かる、30億円掛かったら今の緊急防災減債を使うとすれば9億円の一般財、今考えているのは20億円程度と言っていますから、20億円ということであれば6億円で済む。この場所に造る新しい庁舎ができる前に、外堀に全部頑丈な堀を回して囲ってしまって2階、3階、4階そこに防災機能を備えた庁舎を造るということであれば、鉦路市のように30億円を超える規模でできる可能性がある、そして造った後に、この

庁舎を壊して避難道の下を通して山に上げて行くと、こうすると庁舎が建つんですよ。

そしてこの庁舎が築何年建っていると思いますか、もう48年ですよ。昭和42年に造っている訳ですから。もう見てのとおりあちこちひび割れで、まず私が一番思ったのは職員の命、地震が来て職員がこの下になってごらん下さい。

それから来客中のお客さんも、この下になって潰れて死者を出したということになってごらん下さい。私たちの責任は非常に大きいのです。そういうことも含めて、私は提案として現在地に造るということも一つの案だということ、申し述べて終わりたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 提案に対して答弁はいるんですか。

○7番（川村義春君） ありません。

○議長（波岡玄智君） 8番竹内議員。

○8番（竹内健児君） 私は地区懇談会にも何ヵ所かしか出来ませんでした。榊町と熊牛と茶内市街と茶内第三と東円朱別であります。浜の方は榊町1ヵ所で、これは実際に出てみまして後でまちづくり懇談会の提出された内容を見てみますと、山の方ではほぼ同じようなパターンで出されている。それは孤立するということと、それから山に上げれば、丘に上がれば問題はないという意見が大半でありました。

私はその中で感じたのが、連名で山の方の地区会長さんが判子を押して要望書を出しているというのがありました。これも大体地区懇で出された内容で、そこで思ったのは、地区会長に私たち同僚議員が何人か入っている、これは致し方ない部分かと思うのですが、私は議員協議会議員がこの問題について話す場合、非常に話ずらいのではないかなと反対の意思表示をして、議員協議会に発言するという格好になりますから、相当辛い思いをされたのではないかなと感じました。

実際に、それぞれの地区でどういう進め方がされたのだろうかという事で、メモも含めて私も実際に出てみて、これは駄目だという感じがしたのです。それは何故かという、やっぱり地区会長が責任者ですから、地区会長が中心に事が進む訳です。殆どの人たちが勿論活発なところも何ヵ所かあります。女性のお母さん方でおられます。意見も出します。そういうところもありましたけれども、残念ながら一方的な話が1時間以上も続くという所があった訳ですね。それは地区懇に相応しくないなど、それでも役場の職員は黙って聞いていたんじゃないかと思うのです。だからしっかり反論するところは反論しないと通じませんよと言った覚えがあるんです。話せば解るところも、これはち

よっと初めの勢いと違うなというところも場所によってはあります。

何れにしてもこの内容というのは、私のところの地区は総会でも参加した人が委任状なしに、その中の多数決で決めるという形を取る訳です。そうでないと成立しないものですから、そういう大変な問題を抱えているところもあると思うのですけれども、何れにしましても、十分な地域の中の意見が、その地区会長さんに集約されて出てきた問題かどうかというのは非常に疑問に思います。その点で私は町長にお答え願いたいと思うのですが、非常にこの地区懇は重視されているというふうに、町長答弁されたことがあるんです。そういう面では、地区懇を重視して今度の最終答申を出されたというふうに思います。

それで2点ぐらいお聞きしたいのですが、浜中町の地区防災計画これは何度かローリングされて最初に出来たのが昭和52年の浜中町防災計画策定、これが策定されたのが52年です。それから何回か平成2年と平成9年と平成20年と平成23年、最終的には平成25年の6月4日に一部修正されて今に至っているんですということで、この黄色い防災計画ができて上がったと、この防災計画に則って町長が色んな論議を重ねて、それを参考にしながら最終結論を出したということだと私は理解する訳です。

私どもの議員協議会において、これを基礎にしながら共通の認識にしながら、この問題を論議してきたんじゃないかと思う訳であります。

その点では、この防災計画と最終答申の町長の考え方との整合性を照らし合わせた場合に、整合性があるのか矛盾はないのかと、これを1点聞きたい。

それから2つ目の問題は、第一次産業と同時に、ここは観光地ですよ。自然、湿原センターがあるという稀な特徴を持った町だと思うのです。漁業と農業と林業と観光、これがあるという特殊の地帯だと思いますし、丘の上と沿岸地帯と結構距離が離れている訳ですよ。浜中まで何キロありますか。5～6キロはあるんじゃないですか。それを山の上に乗せて実際に全体の産業が発展するのかなのか。この点で非常に大きな危惧を持つ訳であります。ライフラインが寸断されるとか、色々言われますよね。

だけど日本の災害を見ても、やはり国全体を上げてそこが孤立するような状況にはならないということははっきりしていると思うのです。回復は遅れますよ。だけど何ヵ月もそこが放置されるというのはあり得ない話であります。今まであったことがない。あったのであれば例があれば教えていただきたいと思います。何ヵ月も放置されたり、その人が生活出来ないような状態になっているかと、決してそんなことはないと思いま

す。

ただし今の被災地、原発のところの被災地は特別ですよ。これは原発がありましたから。これはもう庁舎自体がない訳ですから、そこでは住めない人たちが出てくるので、比較はできないと思うのです。私はそういう面で、これからのまちづくりで町長がこの執行方針の中でも、しっかりと第一次産業を守っていくんだと、そして広い湿原も守っていくんだと、多くの人たちに来てもらうというふうに言われている訳ですけども、こういう点での考え方、これから町長が考えている所に、本庁舎と防災センターを置いても十分産業は成り立っていくと、皆さんの命、暮らしをしっかりと守って行けるんだという事がはっきり言える展望があるかどうか。お聞きしておきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 防災対策室長。

○防災対策室長（小原康夫君） まず、浜中町地域防災計画と最終答申の部分での整合性があるのかというお答えでございますが、例えば最終答申の新庁舎建設の支障についての（２）でございますけれども、津波浸水域からの移転の必要性については、地域防災計画であります第２章第２節の災害対策本部の設置の条項の中に、更に平成２４年６月２８日北海道が公表した新たな津波浸水予測から外れる場所へ、災害対策本部となる施設の建設をすることを検討するとしっかりと謳われていますし、その他、役場新庁舎の建設場所に向けての役場庁舎、ここの棟を壊して、新しく避難道路ができるという部分についても、今後の避難対策の部分で謳われていますので、整合性はしっかり取れていると思っております。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 町長。

○町長（松本博君） 私の執行方針と重なると思っておりますけれども、要は第一次産業振興というのを基本に持っています。これは変わらないんです。

今までやってきたまちづくりをしっかりと続けるということだと、それは第一次産業の振興プラス観光含めてだと思っておりますけれども、全てが全て思ったようになっているかというのは、難しいところかも知れませんし、時々その年度によつての強弱はあるし、またひょっとしたら冷害だとか、災害だとか色んな形で影響を受けるかも知れませんけれども、オーソドックスな町かも知れませんけれども、第一次産業これをしっかりとやっていくというのが基本だと思っておりますし、これから外れることはないと思って、これからの歴代の首長も多分私もそうですけれども、その路線できましたし、これからも繋がっていくんだと思っております。同じことをしっかりとやっていく、これが浜中町のまちづく

りの基本だと思っております。

○議長（波岡玄智君） 竹内議員。

○8番（竹内健児君） それでまず私達は議員として、基本的な共通した立場に立ってまず事を始めると、論議を始めるということが大切だと思うのです。

今論議されているのは、防災といえば津波に特化して話されているような気がしてしょうがない。この防災というのは津波だけじゃないんですよ。土砂崩れもあるし色々あるんですよ。雪で牛舎が潰れるということもあるし、雨で道が流れるということもある訳です。それに対して10番議員と重複したらまずいのですけれども、町職員の体制が、こういう体制を取っているという事まで表にされて、名前まで列挙されて出ている訳です資料として。そんなのをたたき台にして地区の人たちが、地区会長さんに良く話をするのも、やはり議員の仕事ではないかと思えますし、そういう点では議員として、私たちの力が十分でなかったのかという事は思いますが、1つはこの要望書も出ています。反対する側の議員からです。だけど私は町長に対して山の地区会長さんが我々は町長の話を知りたいんだと、こういう疑問があるんだと、出てきて話して欲しいかというようなお話、要望とかはあったんですか。何か逆のような気がするのですが、わざわざ来て話しているというようなことじゃないと思うんです。

本当に解らなかつたら聞けば良いと思うんです。そしてどうしても聞きたければ、こういう形でそういう場を作りましたから、是非来て説明してくれというのが私は本来の姿かなと思うのですけれども、それはどうお考えですか。

○議長（波岡玄智君） 町長。

○町長（松本博君） 2月26日に文書で、茶内自治会長さんを代表名として要望書が来ております。その要望の中身としては、住民説明会をしてもらいたいということでの要望であります。これは2月26日に来ていますから、今3月議会含めて、時間的余裕はないということも含めてお話をさせていただいたところであります。

ですから、要望としてそういうことというのは、これからも当然私どもは協働のまちづくりということで進めていますから、今後も2年に1回しかまちづくり懇談会はやっていませんけれども、それをしっかり大事にして協働のまちづくりと位置づけて行きたいと思えますし、お話する機会というのは、これからも合っても良いのかなと、ただ2月26日に来た時に、説得するというのは少し難しかったと思っております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 竹内議員。

○8番（竹内健児君） そういう機会も是非これからスピーディに持っていただきたいと思えますし、それがやはり本当の協働のまちづくりに繋がっていくんじゃないかと思えます。防災というのは職員だけでできる問題ではないと思えますし、地域の本当の合意はないと進まないものだというのを、私たちは実際に被災にあったところ、それから一生懸命この防災に取り組んでいる高知県に行って参りました。そこの課長さんが物凄くやはり専門的なことまで知っているんです。国まで行ってやり合ってくるんです。

これはやはり専門家以上の力をもっていると喧嘩をやってくるんです。そしてその後何日かしたら解ったと協力しましょうとなって、法から何から全部頭の中にぶち込んでそして亙り合ってくるんです。

それはやはり職員としての能力の素晴らしさというのを感じます。私たちは職員だから何も知らないんじゃないかと、だから専門家を入れてそしてたたき台を作ればいいんだと、それが出来ていないんじゃないかという批判です。私はそうではないんじゃないかと思えますけれども、町長どのようなお考えですか。

○議長（波岡玄智君） 町長。

○町長（松本博君） 何回かの議会で、この事もお話したかも解りませんが、議員からご指摘がありましたけれども、職員は確かにチリ津波、小さい時にも受けた経験とか、それからまた親から聞いた話も含めて津波、防災に対することについては、しっかり体験しているんです。そしてまた議会の中でも体験者からその話も聞きました。

そういうことからすると、そしてまた職員も何回もこの訓練も重ねてきています。ですから管内的に訓練だけのお話ししますと、浜中町だけは他の町よりパーセンテージが高いんです。それは何かと言ったら、やっぱり経験しているからだと思えます。新たに3.11の経験がまた繋がったと思えます。だから語り部になったのではないかというふうに思っています。

そういうことからすると、町民がそうでありますから職員もそうだと、簡単なことを言いますと津波注意報が入ったとすれば、最初の非常配備の中ではそんなに集まらなくても良いんです。でも町長もそうですけれども、もう来ているんですよ。そして何をやっているかと言ったら、水門を閉めているんです。本来であれば水門は閉めなくても良いのですけれども津波が来たら困る、警報になったら困るということでもう動いているんです。そういう組織であります。これからも注意報でその動きが出てくる、職員も含めて本当に防災の専門家になっているという事も付け加えておきたいと思っています。

町長からすると、一番遅れているのは町長かも知れません。茶内に居ましたから、この空白というのは凄く大きいと思っています。以上です。

○議長（波岡玄智君） 5番成田議員。

○5番（成田良雄君） それでは、それぞれ各議員の皆さんが質問しましたので、重複しない疑問に思っていることを質問致します。

この度の役場庁舎についての条例案の提出でございますけれども、やはり役場庁舎というのは、これからのまちづくりにかかわる重要な案件でございます。自分としてはやはり町民の多くの方が3分の2条項というのがあります。多くの方の賛同を得て決定すべきかと思えます。

そこで役場庁舎の件について、町職員の検討会議の中で中間答申を出されて、まちづくり懇談会で説明され数々の意見や提言がされた訳でございます。その後、議会でも説明されましたが、その中で町長は2月16日に最終答申を決定された訳でございます。

しかし、まちづくり懇談会で賛否両論の意見があった訳でございます。そういう中で先ほども質問されましたけれども、住民から最終答申をこのように出しましたと、こういう重要な案件ですから、やはり住民に対して賛成する方、反対する方、多くの方にも公聴会を開くべきだったと思えます。どうして最終答申を決定した後、公聴会を開催しなかったか理由をお願いします。

また住民から説明会開催の希望がされた訳でございます。それに應えるべき努力をすべきだったなと思えます。先ほど来から時間がなかったとかという問題では、庁舎に関しての案件ではないと思えます。本当に説明会をどうして開催できなかったのか。

もう1点は、まちづくり懇談会の中で有識者での検討委員会を設置して、多くの住民、特に若い世代や女性の声を聞いて行くべきと、この様な意見が出されて来たと思えます。そういう意味で、どうして今まで有識者の検討委員会を立ち上げて多くの住民の意見を聞いて、役場庁舎の位置の決定なり建設を決定されなかったか、その理由を明確にお知らせ頂きたいと思えます。

○議長（波岡玄智君） 町長。

○町長（松本博君） ご質問に地域での説明会を是非やるべきだというお話と、有識者の意見をしっかり聞くべきではないかということのお話であります。

有識者と言ったら、まず町議会議員の皆さんだって当然、有識者だと思っています。そこからしっかり聞いています。それからまちづくり懇談会の中の方々も含めて多くの

意見をもらいました。ですから私としては、完全だとは言いませんけれども、多くの意見を聞いてこの答えを出してきたと思っております。

それが足りないという事になってくると、それは一部見解が違う部分になるかと思えますけれども、今までやってきたこと、その事を皆さん方に今回の議会の中でも質問に対してもお答えしていますから、答えが重なるといいますか、同じことになるかと思えますけれども、その結果であるということをお伝えしておきたいと思っております。

以上です。

○議長（波岡玄智君） 成田議員。

○5番（成田良雄君） 議員にも説明、また多くのまちづくり懇談会で説明されたことですから宜しいということかと思えますけれども、まちづくり懇談会に参加したのが400数名ですよね。これで多くの住民と答弁されましたけれども、また議員は住民の代表でございますけれども、やはり率直に協働の町づくりという中で、行政対住民という対話そういう議論、意見交換をこの重要な案件でございますから、普通の建物を建設する訳でございません。

今後の将来を担うまちづくりにかかわる、重要な庁舎の建設にかかわることでございます。ですから、まちづくり懇談会400数十名の意見だけで決定する案件では、見解の相違と町長言いましたけれども、やはり住民の代表としての立場として自分は思いません。

先ほど答弁漏れありますから、公聴会をどうして開催しなかったのか。また説明会を再度時間を作れなかったのか。その理由の答弁をお願いしたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 副町長。

○副町長（松本賢君） これは町長何度も申し上げております。やはり町側としては色んな語弊がありますけれども、一定の説明をしていただいたとこのように認識しております。

だから何故開かなかったのかと言われても、成案に至るまでに町長先ほど申し上げました方法で成案に近づけて、今回ご提案を申し上げたということであります。歴代の首長さんおりまして町長で8代目です。チリ地震は初代の町長、そして災害に強いまちづくりが出ていましたが小林町長、そこからずっと方針は変わっておりませんし重要課題であります。

どんな町長も町民の声を無視してという人は居ないと思っております。特定のところだけ

を優先するという事もないと思っております。それでも、そんな事で住民合意が形成に問題があった意見を聞くべきだということ指摘されるのであれば、それはそれなりの皆さんが選んだトップですから、町の将来をお任せしたということでもありますので、是非その場面ではあるでしょうけれども、そんな意味ではさっき申し上げましたやはり防災対策の緊急性とそれから期限が迫りました緊防災、そして色んなご指摘もいただきまして、負担を後世に残さないように悔いを残さないようにという話ですけども、答申書にも書いていたかと思いますが、やはり財政負担というのが、非常に大きな問題だと思っておりますので、その分の負担が多ければ、その後の今当たり前にやっていることも出来なくなるというようなことがありますので、やはり町政を預かるトップとしては財政問題が一番だこの様に思っております。

そんな意味で緊急性があったんだと、それから負担があるんだと、それに直ぐ乗っかればならぬんだと、議会からも25年の折に町長は皆さんがおっしゃっているとおり防災対策を進めるけれども庁舎は後廻しと、それが色んな会議あるいは議員さんのご指摘、一般質問で変わったんです。防災中枢拠点は庁舎だよというアドバイスをいただきまして、それで町長の考えが変わりました。

最初は、一番最後だという考えを持っていました。それで議員からの色んなご指摘いただきまして、それで新庁舎は大事だよという事で、防災機能を備えた新庁舎を一体的に進めるということで方向性を見出した訳でありますから、先ほど色々ご指摘があります、なぜ公聴会あるいはまち懇の反対の地域に出向いて説明がなされないんだということではありますが、その事につきましては、町長はこれからも協働のまちづくりやってくるでしょうし、これからもしてきました。予算措置も今回の執行方針もそうですけれども、やはり必要な産業振興への予算は確実に付けております。これからも変わらないと思っております。そんな意味で今回ご指摘がある問題につきましては、これからも変わらないと思っております。それなりの町長の思いがあるんだということ察していただきたいと、この様に思います。

○議長（波岡玄智君） 成田議員。

○5番（成田良雄君） 副町長から答弁がありましたけれども、時間がない財政に厳しいという中での答申ということでございますけれども、見解は違うと思っておりますけれども、だからこそ町民にしっかりと説明をすべき、また公聴をして行くべき案件ではないかと思っております。

ですから、しっかりと住民合意の中での決定を自分は臨んで欲しかったと、これは僕の考えですからそういう意味で述べましたけれども、時間がない財政面との関係で、それだけの理由で、今回の公聴会も開かず住民に説明しなかったと、そして決定をされるということは本当に自分としては、残念な気持ちでございます。

浜中町はやはり災害に強いまちづくりということで、本当に今まで歴代町長、そして町職員の皆さんが努力して陸閘を設置して、多くの方々の自治体の皆さんが視察に来て本当に素晴らしいと言われて、浜中町はモデル地域として認められて来ました。また田老町でも10メートルの防潮堤を造って、そして日本一の安全な町ということで来ましたけれども、あの3.11で見事それが無くなりました。そういう意味で3.11からは田老町も高台移転という選択をして、海岸方面の住宅は建てられないという切なる住民の声が新聞に載っていましたけれども、どうか3.11からの考えも新たに、まちづくりを今後検討して行ってもらいたいということを望みますけれども、その点について答弁をお願いしたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 町長お疲れでしょうけれども答弁を求めていますので、ご答弁願います。

○町長（松本博君） 今ご質問ありましたけれども、住民合意を求めるまちづくり懇談会をやった時に合意が取れなかったんです結果的に。良いか悪いかという部分になりますから、これは難しいと思います。

ですから、ここの議会の中で最終的な判断をされる場だと思っております。ここでも意見が分かれるということは、やっぱり取れていないということだと、これは提案をして意見が分かれているということは事実でありますから、そういうことだと思います。

それともう一つは、それだけの理由、先ほど副町長が説明した理由で決めたのかと、それはそのとおりであります。そのとおりで今日も決めております。それで判断してもらいたいと思いますし、議決もいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（波岡玄智君） 他にありませんか。

6番中山議員。

○6番（中山真一君） 大分議論を尽くされてきたのですが、再確認に為に重複するところが多々あるかと思いますが、確認の為に質問をさせていただきます。

7番議員さんも言っていましたが、現在の役場庁舎は、建築後もう48年経過してお

りまして、耐震化もされてない地震が来たら津波が来る前に、この役場庁舎が潰れる可能性がある、そうするとその下で勤務している職員ないしは来客者の方に犠牲者を出すかもしれない、尚且つこの役場庁舎には防災無線が設置されております。それも壊れる可能性もあるということは、万が一、災害が来た場合に町民に対して防災無線も使えないことも有り得るかもしれないと、そして今回町長提案では、この役場庁舎の財源を緊急防災減債債を活用してやろうとしておりますけれども、これも時限立法である為に、急いでやらざるを得ないということですが、議員協議会の中でも色々議論された中で町長は、役場庁舎をこの緊防災を使わなければ自分で貯めたお金でやって行かなければならないと、もし預金するとしても1年間に5,000万円くらいのものだと、10年掛かっても5億円だということも話されました。

そういう中で、緊防災を大変有利に使えるということは、これは飛びつくしかないことではないかと思うのですが、もし提案された条例が否決された場合には、このお金を使って役場庁舎を建てる事が出来なくなる、そうすると有利なお金もなくなる、もしこれが将来的に反対もあるから浜中に持って行くというような提案がされた時には、今度は海岸地区に住んでいる町民及びそこから選出された議員が、反対するという事になってくるということは、浜中町は将来役場庁舎の出来ない町、造れない町になる可能性があるのではないかと、私はそういう可能性もあるんじゃないかと思っておりますけれども、そういうことには成りかねないでしょうか。その確認です。

○議長（波岡玄智君） 副町長。

○副町長（松本賢君） 3分の2条項ですから、これは鳥取の状況を見ますと、どっちにも立たないという状況がありますから、それも町長はこれは通すべく皆さんにご提案申し上げておりますけれども、結果としては、その様なこともあるかなと思っております。

○議長（波岡玄智君） 中山議員。

○6番（中山真一君） 今、副町長の方からそういう答弁をいただきましたが、反対している議員さんたちの中で、この緊防災を使わずに自腹でという話もございますけれども、今浜中町の財政を見ます時に町民の町民税、固定資産税が年額6億数千万円です。

その中で、この前の議員協議会の中で役場を上建てて、そして道路もやってそしてまた、横に防災ステーションもあり、また水道課の機械等もある、そして先ほど言った防災無線の機械等々を移すと、30億円近く掛かるかも知れないということも言われて

いました。そういう大きなお金が掛かる時に、自腹でやるということは大変なことになると凄く重要な案件であるなということを考えさせられます。

その中で先ほど町長も言われていました、長年茶内に住んでいたと、茶内に住んでいて気が付かないことを、霧多布に住んで気付かされた事がたくさんあるというようなことを議員協議会の中でも言われていました。町長具体的にそれはどういうことなのか教えていただければと思います。

○議長（波岡玄智君） 町長。

○町長（松本博君） お答えします。私が役場に採用されたのは昭和47年ですから、出来たばかりの庁舎だったのですが、そこには入れなかったんです。茶内支所に行きましたから。

ですから、そういう意味からすると、その経験はあまりないのですけれども、ただ、平成17年に助役になってから、霧多布に住みました。その間この津波警報・注意報含めて色々なことが、茶内に住んでいる時と逆に霧多布に来て中心になって動くことになって、やはり住んでいる場所によって大きく物事が変わりました。考え方や体験含めて。

そういうことからすると、茶内に住んでいた頃はそれほど感じていなかったんです。津波ということに対して、どちらかと言ったら山火事の方が怖かったような気がするのですけれども、ですから確かに津波の対策の任務はありました。今で言う茶内のコミュニティセンターの対応ですとか、そういう外の任務には当然ついていましたから、その任務はありましたけれども、実際に霧多布に来て本当に住民と一緒に避難してもらうことの対策を含めてやるとすれば、相当考え方が体験を含めて変わってきました。如何に早く逃げるか、如何に早くに逃げてもらうか。その対策をどうするか、その事が注意報から地震がぐらっと来た時から、次の事を考えているということが今の状況ではないかと思っています。

津波の来ない所に住んでいると、余りそんなこともぐらっと来ても物が落ちてくること等は心配しますけれども、やはり海岸線に住んでいると、どう避難するかということが大きな事になってくると思います。そういうことからすると、私も平成17年から住んでいますけれども、大きくそういう意味では考え方が変わったと思っています。そして、今回こういう方向も含めて地域住民と一緒にというところが、視点となっているところであります。以上です。

○議長（波岡玄智君） 11番鈴木議員。

○11番（鈴木誠君） 数点に渡って採決に臨む前に確認をしたいと思います。これまでの議論と重複することもあるかと思いますが、それについては了承を頂きたいと思います。

まず町長、今までの答弁の中で自分は以前、茶内に居たので津波対策については一番遅れているかも知れないというような発言がありました。言い替えれば丘の上に住んでいる我々は、津波に対しては認識が違うんだというふうにも聞こえる訳ですよ。

ですけれども、確かに初動体制でどうやった、こうやったというノウハウはないかも知れませんが、繰り返しになりますけれど3.11の東北の震災を目の当たりにしている訳ですから、その状況というのは同じ認識ではないかと思いますが、その上で確認をしたいのですけれども、私は一番なんと言っても、浜中町があの震災のように襲われたら陸の孤島になって、色々とその後の対応に障害が出るということは、私は間違いないと思います。そういうことがあってもやっぱり町民の命、海岸線の住民達の命を優先するあまり今作られている防災計画並びに非常配備体制、これを敷かなければならないと、その為にはここに役場職員をある程度置かなければならないので、本庁舎をここに置くんだということを、とにかくそれを優先しなければならないということが今回の提案の根拠だと思いますけれども、この辺については間違いがないのかお尋ねをしておきます。

そこで内陸地区から、やはり防災センターの機能と本庁舎は別に建てることも1つの案として必要ではないかと言う提案が出されているんです。これについてもしっかりそのことが可能かどうか検討会議で議論されていると思いますけれども、そういう言わば妥協案といいますか、この有利な緊防災を使って何とか役場を建てようと思った時には、そういうこともやはりきちんと議論すべきだこの様に思うのです。

それと先ほど有識者になり、専門家を入れて協議しなかったからというような話もありました。私は役場庁舎の職員の方々は、それなりにやっぱりノウハウを持っているし、優れたこれまでの経験を生かして今回の答申案を作ったと思いますけれども、それをやはり確実にする為に、そういった専門家の意見が付されていれば、また違った形で内陸の人たちの受止め方も違うだろうし、その中に地域の代表なりあるいは産業団体の代表の人たちが入って、議論された結果であれば致し方ないかなということにだってなってくるんだろうと思います。その辺が、やはり欠落していたと私は思うのですけれども、その辺の考え方について聞いておきたいと思います。

それから先ほどの質問の中に、ここに役場本庁舎を建てて何れ津波が来た時の結果で良かったか悪かったか解ると、そこで判断すべきだというような話がありましたけども、それは私はとんでもない話だと思うのです。全く無責任な話だと思うのですけれども、その辺について町長どうお考えになりますか。

それから緊防災を使う為には、ここがタイムリミットだというふうに言われて、我々も真剣に考えてきた訳です。そして最終的には、今あと何分かで採決に臨まれなくてはならないのですよね。ただこの緊防災を使うのにもう少しの間議論するのか、あるいは1ヵ月後に町議選挙が待っているんです。

私はこの事を焦点として議会選挙が終わった後に、再度もしまた仮の話をすると思えられないというかも知れませんが、そういう結果で判断を仰ぐということも選択肢の1つではなかったのかと思いますけれども、その辺のことは考えられなかったのですか。以上。

○議長（波岡玄智君） 町長。

○町長（松本博君） 防災計画含めて結果的に、専門家の目で専門家の意見を聞いてというお話でありました。確かに町職員含めて、私は専門家だと思っておりますけれども、その人たちの意見を聞いて作ってきた、結果的にそれが成案になっている、その事がもっと別な意味の専門家に見てもらって、そのことがまた評価されるとの言葉だというふうに思っておりますけれども、そういうことからすると議員からは欠落していたのではないかという言い方をされましたけれども、確かに不十分だったのかも知れませんか、今回、町にとってこの1年間で決めていく、急いでいたというのも事実でありますけれども、やらざる得なかったというのも一つの考え方であります。

それとタイムリミット28年の緊防災の関係で、その判断でありますけども、確かに私は今の議員の人たちの中で決めてもらいたかったと、何が何でも3月までには終わってもらいたかったという気持ちではあります。

新たに今度出て来られる議員の方々に、この1年かけた議論含めてやるというのは大変難しいのかと思っております。これは4年前の震災の後、ずっとこのことは皆さん方と町長も含めて議論してきたことでもありますから、この人たちの中で進めて行きたいという強い思いがありました。

そしてまた、一番共通性の持っている人たちだと思っておりますので、町長としてはそう感じておりました。それと災害が起きてからのことというのは、無責任と言われま

したけれども、やはりどんな災害になるか分からないと言ったらおかしいですけども、橋がなくなるのか、道路がなくなるのか、そして津波がどのくらいの大きさで来るのか、やはり分からないといいますか、まず今回の対策というのは逃げるということから始まっていますから、まず逃げるということをL1であろうとL2であろうと逃げるこれは基本だと思っています。

そしてもし本当に、この災害が起きた時にはどんなに大きくても小さくても3.11の時もそうですけれども、最初に海の対策も含めてやってきましたけれども、順次進める順次手をつけて行く、そして復興していくという決意については変わりませんから、その段階では当然町民の方々も協力を得ながら復興に向かって行くと思っております。ここに災害復興に関してのマニュアルは難しいんじゃないかと、何が何でもやるそれしか今私としても言えないところであります。以上です。

○議長（波岡玄智君） 鈴木議員。

○11番（鈴木誠君） 災害対策について認識といいますか、やはり浜中町全体ですよ。さっきの一般質問とも重複するかも知れませんが、そういった時に先ほど浜中に居た町長は霧多布に來れないというような言い方をしましたよね。

逆に、ここに居れば浜中に行けないんですよ。瓦礫の山になった状況を想定するとそういうことと同じことですから、ここに來れないとか、あそこに行けないとかという議論は堂々巡りになってくるのかと私は思うのです。

やはり例えば聞きますけれども、地震が起きて西円朱別の浄水場の機能が途絶えたといった時に、こちらから職員が行かなくても機能は回復するというようなことになるのでしょうか。水道課長突然で申し訳ないのですけれども、その辺についての答弁が出来ればお願いしたいと思います。やはり繰り返しですけども、内陸の人たちはそう言った心配、不安もありながら孤立したらどうするんだろうということが中々払拭できない、そこが一番のネックではないのかと私は思うのですよ。賛成する議員の人たちは色々な角度から言われますけれども、やはりそういった人たちの気持ちも組めるのであれば、もっと違う対応なり考え方が示されても良いんじゃないかと、そうしないと先ほどから議会議員は住民に対して説明責任を持っているんだと言われても、我々自身が納得しないのに説明は出来ないんですよ。そういうこともやはり理解してもらいたいと思うのですけれどもいかがでしょうか。

○議長（波岡玄智君） 水道課長。

○水道課長（酒井俊一君） 突然でびっくりしましたけれども、水道施設に関しましては、幸いにも旧浄水場と新浄水場ということで、井戸の部分がありますので、こちらから行けなくても若干の間は新浄水場の井戸の部分で対応出来ると思います。以上です。

○議長（波岡玄智君） 町長。

○町長（松本博君） 今議員言われたのは、津波だけじゃないということだと思います。そのとおりだと思っています。災害含めるとすれば雨も雪も含めて、それから地震です。地震の後というのはどうなるのかということも当然あると思います。そこについては言い方変えますけれども、何処に対策本部があったとしても出来るんですよ。対応するんです。もし台風が来るとなったら天気予報で前もって準備とか出来ます。

ただ、ここでもう一回言いますけれども、地震が起きて津波ということになると、前段でやらなければ行けないから、近くに居て町長が対策本部の本部長になって、その対策をしないといけないというのが今の根っこであります。

もし他の所で災害がやってきたら、必死になって何処であろうと走って行って対策本部、茶内だったら茶内、足りなかったら浜中だったら浜中を含めて、人的な配置も含めて対策はやって行かないといけないと思っています。それは責務だと思って、確かに今一番きついのは水道、また電気ということになってくるかと思いますが、その事も含めてこれからやっていかないと行けないので、例えば今、低気圧の関係で除雪の関係が出てミルクが心配されました。

そんな意味でまだミルクは捨てていませんから、しっかりその対応は建設課除雪含めてやっていると思っています。必死になって被害を出さないような形で町としては、動いているところであります。これからもそうして行きたいと思えますし、どんな災害が起きたとしても、町としては町民の命、財産をしっかり守るそれが基本だと思っています。

○議長（波岡玄智君） 鈴木議員。

○11番（鈴木誠君） もうこれ以上は議論をしても、中々噛み合わないと言いますか、考え方が違うのかなという気がします。災害が起きたら何処へでも走って行くんだというような言い方をしますけれども、ここが陸の孤島になったら何処にも行けなくなるんです。

だから、そういうこと考えれば今の答弁というのはチグハグなかなという気がします。それはもうこれまでも議論して来て、中々意見が一致しないということで仕方ない

と思いますけれども、水道の事について大事なことです。確認しますけれども、数時間は持つだろうというような答弁だったので、確認しておきたいと思いますが、これは一番大事なことです。よ。

○議長（波岡玄智君） 水道課長。

○水道課長（酒井俊一君） 数時間じゃなくて若干と言ったんです。数字的なものは、はっきり申し上げられませんけれども、少し言葉が足りなかったのですけれども、新上水道の方は委託してまして、委託業者が居ますので、こちらから行かなくても対応可能だというような意味で、時間的なことははっきり今手元に資料がありませんのでお答え出来ません。以上です。

○議長（波岡玄智君） 他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） これで、質疑を終わります。

この際、暫時休憩します。

（休憩 午後 3時27分）

（再開 午後 3時48分）

○議長（波岡玄智君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから、議案第14号の討論を行います

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

4番菊地議員。

○4番（菊地哲夫君） 本町の湯沸山に移転する条例改正に反対するものでございます。準備検討委員で数回の会議を持たれ中間答申の報告を受けました。この時、湯沸山にとはまだ決めた訳ではないと、まちづくり懇談会で町民の声を聞いてから移転の場所は決めたいということでありました。議員協議会も数回行われ11自治会からも要望書が出されました。町民の声も反映されたのか、されないのか分からないけれど、2月に最終答弁が出されましたけれども、この答申は中間答申と何ら変わっていないと私は思います。

町民の声はどうしたのかと思うこともあります。11自治会から出た要望書には、重く受けとめると言うことだけでありました。非常に重いと思います。私は重く受け止めるを、時間はないけれどもきちんと要望書に対して納得する説明を理解するか、しないかは別にして、きちんとするべきであるのではないかと、この様に思います。

条例改正は出せたが、やはりきちんと自治会に町民に十分な話をしてから、この条例改正は出すべきだと私は思います。今の状況下での改正には私は賛成できず反対をいたします。以上です。

○議長（波岡玄智君） 次に本案に対する賛成討論の発言を許します。

10番加藤議員。

○10番（加藤弘二君） 私は、議案第14号浜中町役場の位置を定める条例の一部を改正する条例の制定に賛成の立場で討論に参加したいと思います。

第1点目に、浜中町議会議員1人1人の議員の在り方について意見を述べたいと思います。私は今日と昨日の質問の中で、反対の議員の方々は4名一般討論に参加いたしました。一般討論の内容は、最初の段階と殆ど変わっておりません。

浜中町議員の立場というのはどうなのかということですが、町長提案を自分でどういうものなのか、きちんと正確に正しく受止めるということが議員の責務ではないでしょうか。そう質した上できちんと判断もする。そしてまた議員は町長と町民の間を繋ぐものでありますから、町民に対して町長の案はこうだと伝えることだと思えます。賛成です、反対です皆さんどう思いますか。こういう立場が議員の果たすべき役割だと思います。

そういう点から言えば、土壇場の今に至っても質問をするということは、本当に情けないことだと思います。先ほども申し上げましたように、私は本当に日参致しました。こういう大事な議案をどうやって自分で解釈し正しく町民に知らせるか、これは本当に大事なことであります。

私は竹内議員と二人で同じ政党に属しております。私は自分たちで話し合っただけで今はどうしたら良いかと、毎週1回町民に出している通信に議会だよりとして載せようと何回か載せましたし、今から1ヵ月程前に小論文を出して多くの方々に読んでいただきました。

それから先週日曜日には現状の移転の場所について、A4の文章4ページにして町民の皆さんに300件ほどですが配って読んでいただきました。読んだ人からは今そんな事になっているのかと5名は誰だと聞いてくるんです。でも多くの方はもう知っていました。議員自身がよく勉強して、それから町長や理事者に答えが十分間に合わなければ、自分の尊敬する先生の所に行って、アドバイスを受けるなりそういうことだって出来ると思います。最後の最後まで反対の為の反対としか私は受け取れませんでした。

それから津波対策についてですが、今日もありましたが津波がどんなものかと言うの

を議員が見てないですから知らないんですよ。津波はここから目視してどんなふうにして見るのか、霧多布の人たちに聞いたら笑われますよ。壁にぶつかってまた逆流して行ったり来たりする、そういう状況を見ながら、あっちがやられた、こっちがやられたと町職員のみならず、多くの元気な若者が山に上がってきて、皆で監視してチリ津波地震も、それから十勝沖地震もそうやってきたと思います。

こういうことは、浜中町歴代町長が地震に強いまちづくり、災害に強い町づくりとして実践を積み上げてやってきた。だから災害が起きたら、町にこれからどうなるんですかと聞いたらいつでも答えてくれます。2011年3月11日に、ここで議会をやっていた時に揺れがありまして役場は崩れるなど思ったのですが、セーフでした。

議長は議会を止めましたが、私は大津波が来るから逃げましょうと議員控室で言いましたが、誰も賛同してくれませんでした。そしたら加藤さん1人で逃げても良いよと言われ、人を捨てて逃げるとは一番卑怯なことですが、竹内さんに逃げるぞと言って下のロビーで待ってまして、7～8分してやっと一時議会を中止しますという議長の声流れました。逃げる途中でラジオを掛けたら大津波警報が出されたというのです。皆さんご存じですか。大津波警報というのは私が生まれて初めて出た警報です。6メートル～7メートルこれは大きくやられたなと思いました。

3日後の月曜日議会に来ましたら、加藤さんが逃げよう逃げようと言った意味が解ったと言った議員もいました。そういう事を体験している議員と、そうではない議員では津波のことは殆ど解りません。私はこういう議論に参加する資格さえないのではないかと思うくらいです。

それで私、先ほど11番議員さんからの町政への質問で新庁舎が正しかったかどうか、大きな災害があった時に、その時に正しかったかどうかは調べれば良いじゃないかと私の質問を捉えて言いました。どっちが正しかったかという時には、予想を遥かに超える災害が起きた時のことを言っています。その時に考えれば良いじゃないかといった言葉は、現在の位置に建てることを100%あるいは120%安全という気持ちで言っている訳であります。それ以上の災害を色々考えました。ここは温泉が出ます2,000メートル下でお湯が湧いて15度とか言っていますけれども、想定外と言えば千島火山帯で、火山が爆発して山が吹っ飛ぶというのは想定外です。例えばの話ですけれども、想定外と言えば本当に想像もしてなかったことを言う訳であります。

私はこの議会の中で、この問題で議会に溝ができるので、それを心配していると発言

している人がいますが、私は溝を作っているのは反対している人たちだと断言できます。

理由は町長が出した案に対して反対する人たちは、浜中市街に庁舎を持って来いと言うのですが、それではここに住んでいる人たちの災害対策はどうなっているんだと、そういう対案を出しなさいと言っても議員協議会では口をつぐんだまま黙っていました。中には俺達にはそういう能力はないと言った人もおりました。竹内議員と話し合いました大きな溝が出来つつあると、私は政党の一員でありますから、釧路の事務所に2人で相談に行きました。こうやって別れているけれども、これは大事な問題なので、私達のとるべき態度はどうすべきかということ聞きに行きました。

そしたら上級の役員の方は対立している問題があれば、きちんと最後まで時間を区切らないで、そして時間をかけて話し合いなさいと。一方の意見で、それに偏るとかそういうことは大きな溝を残すので相手の意見もきちんと尊重して、十分その討論に入れるような意見を出してきたならば、時間をかけて討論しようという指導をされましてほっとしました。竹内議員は元々1本にしてやろうという案でした。でも中々対案が出てきませんでした。そういうことでやむを得ず町長の側に賛成の態度をきちんと表明し、町長の意見がおるように頑張ってきたところであります。

それから今日の議論の中で、町民の参加が少ない、まちづくり懇談会に400何十名しか参加していない状態で、これを決めるのはおかしいじゃないかと質問した議員も居りました。この様なことをいう議員こそ町民が何を考えているのか、全く調べてもない議員として情けない話であります。私、霧多布地区のまちづくり懇談会に参加しました。とにかく町長の提案に対して、ぼそぼそとしか意見が出てこないんです。

ところが終わってから色々と回って歩きました。どうして皆あの時に発言しなかったのと言ったら、庁舎の問題は今始まったことでなくて、前から例えば水取場であればあそこから役場の裏を通して、今も道路付いていますけれども逃げていく道路を造ってくれと頼んでいたら、それを真っ直ぐにしてくれるというから有難い事だと。それから庁舎もそこに建ててくれるというのも有り難いことだし、庁舎が避難所になるというようなことで提案されているので、これは本当に良いところに避難できるので良い案だと、他の一区、二区の人にも回って歩いたのですけれども、嘆願書とか請願書とか出さなくても俺達の気持ちは町理事者に伝わっているんだということでした。普段からそういう話は町に行き渡っています。店屋に寄っても加藤さん頑張ってよと、商店の皆はそうやって言ってくれます。そういうことを皆さんは調べたかどうかというような責任も私は

あるのではないかと思います。最も無責任な発言は、住民投票をなさいということがあります。去年の11月か12月頃、反対する人たちの意見ですが、住民投票をしたらどうだと出ましたが、すかさず賛成を上げている人たちはとんでもないですと、住民投票に反対しました。津波が来る時に山が良いか、海が良いかと言ったらどうですか皆さん。山が良いとなるでしょう。

こんな無責任な住民投票はやるべきではないと、責任はないからこんな無責任なやり方で大津波に対応できるかと、やらない方がやるよりも正しいと今でも思っています。

以上をもって、私の町長提案に対して賛成の立場で本当に100%以上、120%の賛意を持って賛成したいと思います。終わります。

○議長（波岡玄智君） 次に、本案に対する反対討論の発言を許します。

3番鈴木議員。

○3番（鈴木敏文君） 私は反対の立場から討論に参加させていただきます。昨年9月より議論を重ねてきた庁舎の移転問題は、結局のところコンセンサスが得られず、町民間、地域間、あるいは議員間でも賛否の溝が広がったことは誠に残念の極みであります。

午前中の一般質問でも申しましたが、それもこれも突き詰めて考えれば、東日本大震災の教訓をどう捉えどう活かすどう備えていくかという議論であって、その議論において合意が得られなかったということでもあります。

ある著名な地震津波の専門家曰く、今まで我々がシュミレーションして来た被害想定は3.11で全てごわさんになったとコメントを発表しました。いわゆる一言で言えば、想定外であったとなりますが、しかしながら国内最大と言われる津波高が想定されるこの浜中町に住む私たちにとっては、視察をさせていただいた宮城県名取市、閑上地区等のあの惨状や、繰り返し映像として流れた津波に何処まで備えられるのか。物理的に備えるのは困難であることは100も承知であります。あの不都合な事実を目の当たりにしたことによって、想定外で片づけたり目を背けたりすることは出来ないはずであります。

また、いつかは起こることを考えることがごく自然なことであります。町は有利な財源の延期があったとは言え余りにも時間のない中で建設を進めようとしています。この庁舎の建設問題は、将来の浜中町の姿がどうあるべきかを同時に議論すべき事柄であり、大変困難な道ではありますが保育所、小学校、中学校、高等学校、そして診療所か

ら文化センター等の既設のありようも熟考すべきであると思います。専門に研究をされている高知大学の教授は、防災はイメージであると言います。この言葉を借りても町民の合意形成が必要だと考えます。

まず急ぐべきことは、他の海岸地域と合わせた避難道、一時避難施設あるいは避難タワーなどの整備であり、したがって、この条例案には賛成できるものではありません。以上であります。

○議長（波岡玄智君） 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

7番川村議員。

○7番（川村義春君） 私は浜中町役場の位置を定める条例の一部を改正する条例に関して、賛成の立場で討論に参加いたします。

町民からの付託を受けた議員の一人として、論点を整理して私の存念を言わせていただきます。庁舎建設に向けての提言でありますけれども、平成23年の東日本大震災後に、総合計画の最終年次であった役場庁舎の早期建設の基金創設や避難タワーの建設について、私は一般質問し早期に基金を作って備えるべきだと提案したことから、私はこの庁舎問題にかかわっております。

その後、行政視察を行っておりますが、防災に関する議会の行政視察は、四国の南国市のタスカルトワー、三重県の大樹町の錦タワー、そして3.11の津波災害被災地である仙台市周辺の防潮堤を初めとする被災現場を、全議員が共有するという形で視察を実施しております。その後、奥尻町へも災害後の復旧復興状況を確認の為、総務経済常任委員会で行政視察をしております。これらを踏まえ防災計画の早期見直しを求めてきたところであります。

防災計画の見直しについて申し上げます。防災計画は昭和23年1月に全面改正しているが平成24年6月に北海道が公表した新たな津波浸水予測により、地域防災計画の早期見直しを議会が求めております。町は関係部署や上級官庁との協議を得て、新たな浜中町地域防災計画を平成25年6月に策定し、議会もその内容の説明を受けておりますし、道、国へも報告され成案となっている現在であります。

災害への対応について申し上げます。本町の災害対策は防災計画に基づき、現実的に対応することになっております。遠い将来を踏まえた物だけではなく、1人の犠牲者も出さないまず逃げる、避難すること、命を守ることを重点に置いた計画となっております。

防災対策本部について申し上げます。防災計画にある第3非常配備に基づき職員は家族の避難を確認した上で、担当配備につくことになっております。町長本部長に確実に対応できていると私は思っております。公務員は全体の奉仕者であり使命感を持っております。いち早く有事の際は、役場に駆けつけるそういう伝統が受け継がれていることを再認識していただきたい。私はその様に思っております。

更に、災害対策本部は何度も町長から説明があったように、海岸を一望できる場所にあるべきで避難状況を確認目視できること、今現実に流されている人が居ないか、あるいは防潮堤が閉まっていないか、樋管が閉まっていないか、こういうことをきちんと確認して行くこと、それと万が一、災害があった時、災害復旧復興の拠点として機能すべきものであることが求められている訳であります。

次に、役場所在の現状認識について申し上げます。浜中の中心は浜中市街ということで浜中に役場をとということですが、地図上はそのようなことが言えますが、歴史的な町の中心、これは先ほどの討論の中で認めていただいた議員もおりますが、浜中はアイヌ語でいうオタノシケということで砂浜の真ん中という意味であります。現在の榑町であります。そこに戸長役場が置かれ、便利さを求め現在の霧多布に戸長役場が移され、一代集落が結成されたのであります。この地に役場が営々と存在してきた事実を認識していただく必要があると思います。

次に、防災機能を備えた防災庁舎の建設検討会議の設置について申し上げます。有利な起債制度の延長が平成28年度まで伸びたということが国からも示されまして、老朽化が著しく耐震構造にもなっていない現庁舎は、昭和42年に建設され築48年になっていることや、庁舎内に多くの亀裂が入っておりまして庁舎建設は職員の命も来庁者の命も地震による倒壊から守ることが喫緊の課題として浮上したものであります。

昨年の町政執行方針で庁内プロジェクトを立ち上げ、建設に向け数度にわたる検討を重ね中間報告をもとに、まちづくり懇談会で地域に入って説明をしております。町民、要望等を踏まえた検討会議は、今日まで培われてきた防災対策へ対応してきた職員の英知と実績、さらには庁舎の建設財源緊急防災減債債事業債の100%充当、交付税算入率70%、20億円の建設費であれば6億円の一般財源で済むという有利な制度であります。これらの見通しを基に出した結論を町長へ最終答申として提出しております。

町長はこの職員の英知を集めた貴重な答申や、まちづくり懇談会の中で感じ取った民意、さらに5回6回にも及ぶ議会の全員協議会における議論を踏まえ、町長として最終

判断を2月16日の全員協議会の席上、湯沸山に防災機能を備えた庁舎の建設を決断したものであり、町長の当事者能力の高さを改めて評価する次第であります。

町民への説明責任について申し上げます。本案に反対されている議員は庁内検討会議の最終答申に反対する説明がされておらず、町民への説明をせずに議会に臨む事は、理解を求めることはできないと言われておりますが、最終答申内容には、まちづくり懇談会で出された主な意見、提言に関しての考え方が3点にわたって絞られて明解に答えております。原案を否決する論点には値しないと私は思うのであります。

議会議員は町民の声を町政に反映させる一方、町民に行政の動きを知らせる責務もある訳であります。町長の決断を知らされた2月16日以降、地域へ説明できる機会があった訳であります。自ら説明がつかない時は、先ほども申し上げましたけれども、町長から説明を受ける行動をそれぞれの議員がとるべきこともあり得たのではないかと、私はそう思うのですが、そう思うのは私だけでしょうか。これらを踏まえ結論を申し上げます。これまでの経緯等を含め、原案についての賛成意見を述べて参りました。

この町長が出した原案を否決するというような事態になれば、質疑で言いましたように繰り返しになりますが、事実上の町長への不信任ということになり、職員への信頼を失うことにもなります。そうなれば本会議終了後、町長は辞任して町民へ真意を問うということに成りかねないと私は推察するものであります。

これはもしそうなった場合に、町民アンケートの比ではありませんよ。原案に反対しようと思っておられる議員に申し上げます。今日までの議会運営は多少の意見の違いがあっても大同団結しまとまって現実的対応を取るべきじゃないですか。原点に立ち返って再度じっくり考えて欲しいと思います。

このことを申し上げまして、現在、反対側に居る議員の一人でも多くの賛成をいただきたくお願いし討論にかえたいと思います。以上です。

○議長（波岡玄智君） 次に、本案に対する反対討論の発言を許します。

11番鈴木議員。

○11番（鈴木誠君） これまでの賛成討論のお話を聞いていますと、多分、私は討論に参加できない立場になるのかと思いますけれども、私は町民の付託を終えて、ここで議論する権利を有しておりますし、また町民の代表として意見を述べ、町長にその結論を見出してもらう責任もある訳ですから、そういう意味から反対討論に参加をさせていただきます。

これまでの反対討論と重複するところもあるかと思いますが、私なりに反対する理由について述べさせていただきます。昨年9月11日に議会に対し検討会議から中間答申についての説明の後、答申にある建設場所の決定の内容等について議会に説明され、後にまちづくり懇談会で住民に説明されましたが、答申に反対する考えや懸念事項が特に内陸自治会からも多く出されました。これらの問題点について、議会全員協議会さらには議会の質疑で議論を重ねてきましたが、町長はこれらの議論の経過を町民に説明や周知することなく、防災機能を備えた本庁舎を湯沸山に建設するという考えを、終始一貫変えることなく本条例案を提案されました。

これまでの様々な議論で残念ながら、町長と私の考えを近づけることはできませんでした。第1に4年前の東日本大震災クラスの災害に対する備えの考え方、災害に見舞われた時の様々な対応に関する考え方の違い。第2に将来のまちの在り方に対する考え方の違い。第3に住民合意に対する考えの違い等です。これからのまちづくりの拠点である役場本庁舎の建設場所が町民の代表者、有識者さらには防災等の専門家の入らない検討会議で示された考えで果たして決められていいのでしょうか。

仮にそうであっても、様々な出された懸念事項について、町民や議会に対し具体的に丁寧に説明をし理解を求める努力を最後まですべきだと思います。今、本町は農業、漁業、両基幹産業の担い手対策、人口減少に伴う婚活支援や定住促進対策など、急いで取り組まなければならない課題が山積しております。このような状況の中で役場本庁舎建設という本町にとって、まさに重要な問題で町を二分するようなことはあっては絶対にならないと思います。

なぜ町長は、町民に対し町長案に理解を求める努力と条例案提出を少し先伸ばしする勇気を持てなかったのでしょうか、残念でなりません。

私は幾ら目の前に緊急防災減債債という有利な起債制度があっても、疑問が解けない限り本案に賛成することはできません。私にとって、苦渋の決断であることを申し添え反対討論と致します。

○議長（波岡玄智君） 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

8番竹内議員。

○8番（竹内健児君） 私は議案に賛成する立場から討論に参加したいと思います。

幾つかの問題で色々発言されました。私は島根県の片田舎津和野というところに生まれました。加藤議員のお話の中にあつたように、私のところは津波がありません。経験

したこともありません。地震も殆どないところです。東京に出まして大学の時に関東の地震を経験いたしました。凄いなと毎日揺れるんです。北海道に来ましたらもっと揺れるんです。びっくりしました。

そういう経験の持ち主ですが、あの3.11の時は全く感じませんでした。議会中で隣に元松浦議員が居りまして、めまいがするんだけど大丈夫かと言われたんです。どうしたのと言ったら地震が来ているんだと、そしたら加藤議員の方から帰るぞという声が掛かったんです。どうしてというような感じでした。

しかし、3.11の被災地を見たり四国に行って見たり奥尻に行って見たり、これは大変なことだと自分の非を恥ました。これは大変だということを本当に感じました。

それで今回の防災の問題についても、どこに本庁舎を置くかという問題についても、十分住民の合意を得てやるべきだというのが私の本来のスタンスでした。そして和歌山に視察に行った時に、ある議員と論議しました。ある議員は住民投票をやって決めるべきではないかというようなことを言いました。私は断固としてそれはやるべきでないと住民投票をする案件と、そうでない案件があるんだということ言いました。

議長も中に仲裁に入りましたけれども、ちょっとお酒が入り過ぎて度か過ぎたのかなと後で反省したのですけれども、しかし今度の本庁舎の問題はじっくり考える余裕がないかも知れないけれども、私は町長が考えている賛成の方に組みします。

元々、町長の選挙の時は私たちは町長に迷惑がかかってはいけなと、政党色ははっきりしていますから、支持も不支持も共鳴しませんでした。だけど真っ直ぐ物を見て考えるという点では、変わりはありません。共産党がよく言われるのですけれども、反対党と良く言われるんです。初めて賛成の立場に立って話をする訳ですが、私たちは対決はしっかりします。そして提案もします。対案もしっかり持ち、そして対案に対して一緒に出来るとこと共同するという考えです。

これは何故かという、私が立候補した時に、共産党から出ると、これは大変だと浜中町の議会は荒れるぞというような話が随分されたようです。私はそんなことは全然気にしませんでした。何れは解ってもらえるんだという気持ちがありましたから、しかし本当に解ってもらう為には、それだけ自分のものを磨いていくと、そして対案も相手に対して解り易く説明できるような能力をつけるべきだと私は思います。

今度のこの問題についても、まだまだやっぱり自分の考えがまとまらない人も居るかも知れない、口下手かも知れない、しかし誠意だけは繋がるのではないかと思います。

そのことをしっかり伝えていく努力は、どんな議員であってもやっていくべきではないかと私は思っています。

災害というのは来るまでは解りません。だから潮位を測定しているんです。大体5センチ上がったとか10センチ上がったとか言っているんです。それは目視でやっているんです。それを見たらこれは大変な仕事があるんだなと思いました。それで予想もしないことが起きて大きな津波が来るということは3.11の時に感じました。

私、車で帰る時に息子から電話が入りました。お父さん大変なことになっていると、海岸線帰ったら駄目だよと、浜中回りなさいという電話が入りました。帰ってみたら大悲惨な状態でびっくり致しました。これが津波かということを実際にあの映像は脳裏から離れません。だからこそ来る前の対応と来てからの対応、被災が起きた時の対応を両方やっていくということではないかと、それが本庁と防災センターが一緒にならなければ駄目だということの意味だと、私は何回かの職員の説明を受けて、私たちの知識のなさを恥じました。これだけのことをやはり考えてやられているんだという事を感じました。だから大きくものの考え方がそこで変わった訳であります。

だからそういう点でも、これからのここに住む人たち、どういう事態が起きるかも解らないけれども、とにかく地震が来たらすぐ逃げるということを徹底していれば、この町はまだまだ持つんです。私はそういう点からも防災計画、本庁舎、防災センターの統合した庁舎を、ここに建てることに賛成をしたいと考えていますので反対の人も含めて、是非考え直していただければ幸いだと言うことをお願いをして、私の賛成のお話を終わりたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 次に本案に対する反対討論の発言を許します。

1 番田甫議員。

○1番（田甫哲朗君） 私は原案に反対の立場で答弁に参加させていただきます。

先ほど来、大変説得力のある話で聞きいっておりました。ただ今回先ほども言いましたけれども、私たち含める反対とする町民の一番の懸念である点について、何としてもやっぱり歩み寄れないといえますか、分かり合えないという点が1点あります。

それはやはり3.11という災害を目の当たりして、その教訓として北海道が発表した新たな地震津波浸水予測図です。先ほど来、津波を経験していない者に、この場に居て欲しくないみたいな発言がありました。そうおっしゃられた議員、また賛成とされている議員の方々、本音は来ないだろうと、この役場にまで多分来ないと、一の通りの

辺くらいで止まってしまうというお話をされるんです。それは違うんじゃないですかということ。3. 1 1をあれだけ先ほど竹内議員も言っていますけれども、やっぱりあの映像が浮かんで来るんですよ。それとどうしても重なってしまうから、だからこの案には賛成出来ないんです。それで別な方法、要するに役場職員が居なくなれば住民の命が守れない、これが一番だという説明でした。

ただ最初に出された答申の中で、これが一番大事なことだということは示されませんでしたし、非常配備体制どういう配置になっているんですかと、要するに職員の名前をこちらから資料を請求して初めて出して来られて90人という者は、何としても居なければ命が守れないという説明になりました。

ただ海岸地区に、役場庁舎のない自治体というのは他にもあります。そこの方々の命というのは守れないのかという話にはならないと思います。だから0か100の話をしていたらやはり歩み寄れないんです。ですから庁舎だけを考えると、やはり将来のまちづくりを考えなければ60年ですよ。建ったら向こう60年は動かないんです。

どんな事態にあっても庁舎は動かしようがないんです。だから庁舎を移す事に関してだけは、もう少ししっかり議論しましょう。仮にこの庁舎が動けなくても別なルートを使ってでも避難道は造るべきだという主張です。

それも一般答弁でやらせてもらっていますし、でも庁舎が絡むと違うんですということなんです。だから他にもう少し譲り合える道はないのですかと、何度聞いてもこれしかないこの一点張りです。それに出て来るところが要するに緊防災ですね。この財源を使わなくしてはとんでもないことになる、そして2つに分けてしまったら負担が莫大になるという説明でございます。その下もありません。

ただ企画財政課長の話は多分1. 5倍位にはなるだろうという説明です。この1. 5倍、仮に先ほど7番議員が言いました6億円という借金を背負うとします。それを2つに分けた場合、単純に計算すると9億円です。出るのが3億円です。ではこの3億円は今の町財政が耐えられないのかと、この3億円を要するに耐えられないという理由で向こう60年使わなければいけない役場庁舎を、もし孤立するなりした場合のことを考えて、リスクがある所に持って行くということにやはり納得ができないのです。

ですから分けて考えましょうということなんです。役場は職員が居なければ海岸地区と言いますが、私はここ霧多布地区だと思います。例えば、橋から向こうに行って暮帰別、新川の住民が避難する際に役場職員が何できますか。私は行政の仕事として

は避難に係るハード・ソフトの対策を、まずしっかり進めましょうと、そして基本は自分ですよという自助、自分の命そして助けが必要とした場合には、やはり隣近所の助け合いがあって、それがあって災害を防げるというのが何処の災害の現場を見ても実証されています。そこを職員が居なければ駄目だという事がやはり理解できないところでもあります。私は職員も真っ先に逃げるべきだと思っています。職員が居なくなった後の被災後の浜中町の再建は考えられない話ですから、職員の皆さんまず逃げましょうと私はそういう立場であります。

また、浜中町が発展してきた歴史を考えるべきだとおっしゃる議員も居られます。全くその通りであります。おっしゃるとおり浜中町は先ほども言っていましたけど、漁業特に遠洋漁業が盛んに栄えて、水産加工会社含めた大手企業が参入して人が集まり自然とそこに商工業が増え、そして人口が増え学校ができて、これは自然の流れでそういう発展をしてきました。ただ、それから時が流れています。残念ながら当時の盛況な状況はなくなっているのは皆さんも肌で感じておられるだろうと思います。

ただ役場本庁舎がここから無くなってしまうと、この町が衰退してしまうという極論にはならないんです。役場庁舎が無くなっても支所は残します。そういうことで、ここから職員が居なくなる訳でも何でもないと思います。その庁舎が無くなると、この町が衰退してしまうという提案に対しても、少々理解ができない状態ですけれども、ただ時が動いている中で今現在、私事で申し訳ないのですが、私の子どもが保育所に行っていた頃、それは霧多布保育所120名定員いっぱいでした。茶内はというと60名割るくらいで正直今だから白状しますけれども、うちは共働きではなくても子どもを預けてもらうことができました。それくらいやはり栄えていた時代がありました。それは誰しも認めることです。

ただ、それから25、6年たった今、保育所の人口だけを戸数だけを考えますと、今は茶内と霧多布が逆転という状態まで行っています。それは数字をどう捉えるかなんていうそんな野暮なことは言いません。ただ向こう60年使わなければいけない役場庁舎を移すにあたって、今のこの時の流れ、現状そして経済の動向、それらを加味しないで役場庁舎を移すということには、私はやはり賛成できないものであります。ですから0か100の議論は何とか30や50でも、とにかく歩み寄れるような案を出していただければ大変ありがたかったと思ひまして、今は反対の立場で討論させていただきました。

以上です。

○議長（波岡玄智君） 次に本案に対する賛成討論の発言を許します。

中山議員。

○6番（中山真一君） 私は本案に賛成の立場で討論に参加させていただきます。

今までの反対者の話を聞いていますと、この議案に対して反対する為の反対の議論でしか感じられません。

先ほどの議員が言われました、庁舎と防災センターを分けたら町職員もいの一に逃げるべきだと、あれだけ町長が説明していることを理解しようとしないう反対ありきとしか取られない。もし霧多布を支所として役場を別な場所にしたら、町長も今日言ったじゃないですか、霧多布の支所の方が多く職員を置かなければならないと、そういうことを言っているのにも関わらず、それを理解しようとしていない、そのようにしか感じられませんでした。本年の町政執行方針の中に、本日に至る本町発展の歴史を振り替えますと、大規模津波災害や冷害等幾多の自然災害に見舞われました。

しかしながら、先輩所見はこれらの災害に決してめげることなく、懸命な努力をもってその困難を克服し本町の今日を築き上げられました。そのことから霧多布地区に多くの公共施設も建っており、この役場庁舎もその1つでございます。

そしてこの町を振り返ります時に、私、前も言ったことあるのですが、例えば本町には6つのお寺がありますが、全部海岸地区です。山には1つもありません。そういう歴史の町でございます。町長の本案の提案は大変重いものがあると思います。町長は災害発生時に町民人たりとも被害者を出さない為には、この役場庁舎はここに建てるしかないと強く言っておられます。

本町の防災中核拠点となる、この防災センターの機能を備えた新庁舎を建設することは、町民一人一人の命を守ることを実現を目指し、災害に強いまちづくりの為、是非成し遂げられなければならない重要な施策であります。

更には厳しい財政状況を十分に踏まえれば、将来の行財政運営に支障をきたさない為にも新庁舎の建設には、緊急防災減債債というような起債制度を活用するべきであります。この機会を逸してしまえば、新庁舎の建設は難しいとなるものと考えられ、将来的に役場の建てられない町になるのではないのでしょうか。この事に対して反対の議員たちはどのように思っているのか。浜中町を役場のない町にして良いのか。そのことを強く申し上げ賛成討論とさせていただきます。

○議長（波岡玄智君） 次に本案に対する反対討論の発言を許します。

5 番成田議員。

○5 番（成田良雄君） 本案について、反対の立場から討論に参加いたします。

次の3点について述べます。まず災害から町民の命を最大限に守っていくとの観点から各自治体は今、4年前の3. 11 東日本大震災から公共施設を津波の到来する地域から安心安全な地域に建設し、町民を安心安全な所へ導いていこうという施策で取り組んでいること。

2点目は新庁舎建設準備検討会議から示された中間答申に基づき、まちづくり懇談会の場で説明されましたが、湯沸山では大震災で被災した場合、孤島となってしまうこと、また町民全体の災害や利便性などを考えるべきかと、また今後の産業動向、人口動向、学校、保育所等の公共施設の在り方も含めたまちづくり構想を示されていないこと。

また、有識者、専門家の意見を聞くべきこと等、様々な意見提言が出されたこと。

3点目は、最終答申も中間答申同様示されましたが、町民の賛否両論があるのに町民側への報告や説明責任も果たさないまま、この度役場の位置を定める条例を出されました。このままでは町民同士の溝が深まることになり、浜中町の将来に大きな禍根を残す結果になってしまいます。再議の道がある訳ですから、もっと行政と町民との対話、議論を深めて行くべきであることから賛成することはできないのであります。

以上のことから、28年度までとする緊急防災減債債事業債の活用は霧多布住民の為に避難施設を兼ねた防災センターの建設、また水取場地区からの要望がある設計済みである役場裏の避難道の早期整備、また琵琶瀬、仲の浜、暮帰別、新川地区からの要望がある避難タワーの早期建設、また避難施設のない琵琶瀬、散布地区への早期建設、そして必要とされる避難道路整備など、最優先していくと訴え討論に致します。

○議長（波岡玄智君） 次に本案に対する賛成討論の発言を許します。

9 番野崎議員。

○9 番（野崎勇君） 昭和23年、35年の津波を2回経験しております。そしてその経験の中で自分の命を危うくする、そういった場面にもぶつかっております。そういったことから私は、この町長の提案する役場庁舎の現地については町長のことに賛成することで討論に立ちますけれども、その経験を皆さんにご披露したいと思います。

私は2回の大津波といいますか、家族全員が九死に一生を得た経験しております。私が一番辛かった場面はチリ津波です。チリ津波に対してもう波が高さといいますか、そういったものも目の当たりにして、家も昔の家ですから1階建ての家ですけれども、と

にかく家族全員を屋根に上げるのが精いっぱい、親父、母親、私は兄弟がたくさん居たので、兄弟を皆上に上げるのに本当に大変な思いをした1人でもございます。

そういったことから本庁舎の建設に当たっては、やはり安全な地帯で湯沸山という事で私は賛成します。そういった事が将来また来ると予想される津波に対して、やはり安全な場所、我々漁業者は浜からは家を移すことはできない、そこは離れられない、そういうことがあるんです。そういったことで浜中町の本庁舎は、私たちの目の届く庁舎側から、町長側から浜も目の届くところにおきたいという切な考え方であります。どうかその辺をご理解いただきたいと思います。

津波というのは、1回目、2回目、3回目といった時に大きな津波が寄せるということを経験しております。そういった意味で霧多布の町に住んでいる方々は津波を経験していると思います。そういうことで、やはり我々の被災者の目の届くところに庁舎を置きたいという、庁舎側は町全体の見下ろせる場所そこしかないと思います。そうすることでいち早く救助体制というものが考えられると思います。

例えば、住民が屋根に居て流れていたとか丸太につかまった人が流れた、水の中に入りながら掴まって流れたり、そういう人が発見出来るそういった場所を、やはりこの山の上にあると見えると思うのです。そういったことでいち早く役場職員なりの対策は、津波の対策をする人がたは目についた時にはいち早く、例えば救助体制、ヘリコプター、直ぐ人命救助というのは大事だという事で、私は庁舎はやはり町全体が見下ろせる場所しかないと思って賛成です。以上です。

○議長（波岡玄智君） 本日の会議時間は議事の都合によって、あらかじめ延長致します。

次に本案に対する反対討論の発言を許します。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） これで討論を終わります。

これから、議案第14号を採決します。

この採決は、記名投票をもって行います。議場の閉鎖を命じます。

（議場を閉める）

○議長（波岡玄智君） ただ今の出席議員は12名です。

投票用紙を配ります。

（投票用紙配布）

○議長（波岡玄智君） 投票用紙の配布漏れを確認します。

配付漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検させます。

（投票箱点検）

○議長（波岡玄智君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。

本案を可とする諸君は賛成と、否とする諸君は反対と記載し投票議員の氏名併記の上、点呼に応じて順次投票願います。

なお、重ねて申し上げます。

投票中賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第84条の規定により否とみなします。

また、氏名併記のない投票は、会議規則第83条の規定により無効とみなします。

点呼いたします。

○事務局長（松橋勇君） 1番田甫議員。2番石橋議員。3番鈴木敏文議員。4番菊地議員。5番成田議員。6番中山議員。7番川村議員。8番竹内議員。9番野崎議員。10番加藤議員。11番鈴木誠議員。12番波岡議員。

○議長（波岡玄智君） 投票漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

開票にあたり、会議規則第32条の規定により、立会人に9番野崎議員、10番加藤議員を指名します。これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

両議員の立ち会いを願います。

（開票）

○議長（波岡玄智君） 投票の結果を報告します。

投票総数 12 票、これは出席議員に符合しております。

有効投票 12 票、無効投票 0 票です。

有効投票のうち賛成 7 票、反対 5 票、賛成投票数 7 票は地方自治法第 4 条第 3 項の要件を満たしておりません。

したがって、議案第 14 号は否決されました。議場の閉鎖を解きます。

(議場を開ける)

◎延会の議決

○議長（波岡玄智君） お諮りします。

本日の会議は、この程度にとどめ延会したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎延会の宣告

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

なお、14日、15日は休会とし再開は16日であります。

(延会 午後 5時10分)

以上のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証明するため署名する。

浜中町議会 議長

議員

議員